

令和元年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

令和元年 9月25日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第71号 消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第52号 京丹波町議会基本条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第53号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第54号 京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第55号 京丹波町立子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第56号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第57号 京丹波町新庁舎建設基本計画審議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 第11 議案第58号 町道の路線変更について
- 第12 議案第59号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約の変更について
- 第13 議案第60号 令和元年度 新庁舎整備事業 雨水貯留槽整備工事請負契約について
- 第14 議案第61号 令和元年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入契約について
- 第15 議案第62号 令和元年度 町営バス（マイクロバス）購入契約について
- 第16 議案第63号 令和元年度 のびのび児童クラブ1組施設新築工事請負契約について

- 第 1 7 議案第 6 4 号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 8 議案第 6 5 号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 9 議案第 6 6 号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 議案第 6 7 号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 1 議案第 6 8 号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2 議案第 6 9 号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 7 0 号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 4 認定第 1 号 平成 3 0 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 5 認定第 2 号 平成 3 0 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 6 認定第 3 号 平成 3 0 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 7 認定第 4 号 平成 3 0 年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 8 認定第 5 号 平成 3 0 年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 9 認定第 6 号 平成 3 0 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 0 認定第 7 号 平成 3 0 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 1 認定第 8 号 平成 3 0 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 2 認定第 9 号 平成 3 0 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 3 認定第 1 0 号 平成 3 0 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 4 認定第 1 1 号 平成 3 0 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 5 認定第 1 2 号 平成 3 0 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

第36 認定第13号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

第37 認定第14号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

第38 認定第15号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について

第39 認定第16号 平成30年度京丹波町水道事業会計決算の認定について

第40 発委第 3号 京丹波町議会基本条例の一部を改正する条例について

第41 発議第 1号 国民健康保険税引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書

第42 閉会中の継続調査について

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（16名）

- 1番 岩田 恵一 君
- 2番 野口 正利 君
- 3番 坂本 美智代 君
- 4番 東 まさ子 君
- 5番 村山 良夫 君
- 6番 谷山 眞智子 君
- 7番 西山 芳明 君
- 8番 隅山 卓夫 君
- 9番 森田 幸子 君
- 10番 山田 均 君
- 11番 山下 靖夫 君
- 12番 谷口 勝巳 君
- 13番 北尾 潤 君
- 14番 梅原 好範 君
- 15番 鈴木 利明 君
- 16番 篠塚 信太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町	長	太田	昇	君
副町	長	谷	俊明	君
参事		中尾	達也	君
参事		山田	洋之	君
企画財政課	長	松山	征義	君
総務課	長	長澤	誠	君
税務課	長	豊嶋	浩史	君
住民課	長	久木	寿一	君
保健福祉課	長	大西	義弘	君
こども未来課	長	木南	哲也	君
医療政策課	長	中川	豊	君
農林振興課	長	山森	英二	君
にぎわい創生課	長	栗林	英治	君
土木建築課	長	山内	和浩	君
上下水道課	長	十倉	隆英	君
会計管理者		野村	雅浩	君
瑞穂支所	長	山内	善博	君
和知支所	長	藤井	雅文	君
教育	長	樹山	静雄	君
教育	次長	堂本	光浩	君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	藤田	正則
書記	山口	知哉

開議 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第3回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、12番議員・谷口勝巳君、13番議員・北尾 潤君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業について協議されました。

9月20日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催します。議員の皆様にはご苦労さまですが、よろしく申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、報議案第71号 消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、議案第71号 消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会の開会以来、議員各位には、熱心にご審議をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日、追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第71号 消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年第1回京丹波町議会定例会におきまして、議案第5号としてお認めいただきました、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例におけます、京丹波町水道事業給水条例の一部改正に関しまして、附則にある経過措置期日を誤って記述していたことがこの度判明したことから、今回改正をお願いするものであります。

また、附則に規定しております他の条例に関する経過措置期日の元号につきましては、国の通知に基づき、併せて改正を行うものであります。

今回の件につきましては、誠に申し訳なく思っております。今後とも、十分な内容の確認を徹底してまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

○総務課長（長澤 誠君） それでは、議案第71号 消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

町長の先ほどの提案理由の説明にもありましたように、平成31年第1回京丹波町議会定例会におきまして、議案第5号としてお認めいただきました消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の第18条において、京丹波町水道事業給水条例の一部改正を行ったところでございます。

今回の消費税率の引上げに伴う水道料金の取扱いに関しましては、メーター検針により料金の確定を行う料金体系のものについては、10月検針分では、9月中の使用を含むため、継続して使用されている場合は、経過措置の付与が必要となることから、附則において経過措置を付与してございましたが、経過措置期日を施行期日と同じ10月1日と誤って記述しておりましたので、参考資料の新旧対照表のとおり、使用者に不利益となることがないように、附則第5項経過措置について、下線部のとおり、10月1日を10月31日に改めることをお願いするものでございます。

また、元号を改めることにつきましては、国の通知に基づくもので、平成を用いて改元期日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効であり、改元のみを理由とする

改正は行わないものとしとなっておりますが、今回のような改元以外の理由により改正を行う際には、当該法律または政令の全ての規定について改元に伴う必要な改正を併せて行うものとするとしてから、今回併せまして元号も改正するものでございます。

なお、今後におきましては、内容確認の徹底に努めてまいりますので、何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第71号 消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山田君。

○10番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、今、説明にもありましたけども、平成31年第1回定例会で提出をされた条例でございますけども、9月議会に今回追加提案されているんですけども、新旧対照表にありますように、施行日の関係が10月1日が10月31日となっているんですけども、この間違いを確認をされたのはいつであったのか。

それから、こういう条例を改正や新たにつくる場合、例規審査会といいますか、その条例を審査会をもって検討するという部署があると聞いておるわけでございますけども、そこでの検討とかチェックというのはどういうことになっておるのか。改めて伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） このたびの10月1日からの消費税の改正に際しまして、再度点検等を行うときに、上下水道課の原課のほうからその誤りが確認されたということでございます。その時期につきましては、9月の先々週、ちょっと明確には何日とは覚えておりませんが、会期中に判明しまして、今回、最終日となりましたが、そこで訂正させていただく運びとなったわけでございます。

もう1点は、例規審査会の関係でございますが、関係機関、また、メンバーによって、十分なチェックはしておるわけでございますが、ほかにいろいろな附則がありまして、そのあたりも全てチェックをさせていただいたわけでございますが、そこをスルーしたというようなことであったというふうに認識しております。

今後は、こういったことがないように確認と見直しをさせていただきまして、再発防止に

努めてまいりますので、ご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もう1点お尋ねしておきたいんですが、例規審査会というのがあるということなんですけども、これはどういうメンバーで構成されておるのかどうか。専門的な法律に詳しい専門家も入っておられるのか。あくまでも職員が担当しておるということなのか。その辺の点検チェック、法的な問題も多いわけなので、直接住民の負担にも大きく影響する部分でもありますので、ちょっと改めてその辺のことをお尋ねしておきたいというように思います。チェックが不十分だったということだけではすまない問題も出てくる場合がありますので、もう一度、例規審査会の構成とか、あり方とか、その辺についてはどうなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） メンバーにつきましては、副町長を先頭に両参事、総務課長、私でございますが、あと、関係所管課、もちろん提案されます課の担当課長、また、その担当者が来まして、説明を受けて、議論して審議していくと、こういった流れでございます。

また、専門的な方につきましては、その審査会には参加していないというような状況でございます。専門的な部分につきましては、専門的な業者でありますとかそういったところにご意見をいただきながら協議していったというようなケースもありますが、基本的には今申しましたメンバーで審議していくというような形でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 条例の趣旨とか、内容とか、そういうものは当然そのメンバーでチェックできると思うんですが、今もありましたように、施行日の問題とかそういうことも、当然、最終的にはチェックが必要なんですけども、例えば、一字一句、極端に言えばチェックをするというのは、最終的にはどこが責任を持ってチェックをしているのかどうか、その点伺っておきたいというように思います。専門的な法令を審査するという事なので、その辺の責任者というのは誰なのか。その責任者が最終的なチェックをするということになっておるのかどうか、その体制も含めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷副町長。

○副町長（谷 俊明君） 今回の改正については、大変申し訳なく思っておるところでございます。



一応、例規審査会、私が所管をさせていただいてるという状況でございますし、メンバーについては、先ほど総務課長が申し上げたとおりでございます。しっかりと本来的にはその段階で誤りがないように条例提案できる準備をするのが当然でございます。

今後とも、そういった点については、しっかりと研修も含めて例規審査会をやっていきたいというふうに思っておりますが、最終的にといたしますと、条例の内容によっては、国とか京都府が示す準則に基づいて作成するもの、あるいは、私ども独自の条例があるわけございまして、私ども独自の条例については、やはり専門的な方がいらっしゃらない中でしっかりとどうするかということはこれからも課題であるし、そういう課題をできるだけ少なくできるように努めたいというふうに思っております。

最終責任というふうになりますと、提案していただくのは町長が提案するということになりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案の賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。

議案第71号 消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

《日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回提案になっております諮問第2号でございますけども、大槻さ

んにつきましては、任期満了に伴う再任ということになるわけですが、これまで主な公的職歴について記載がされておったわけですが、今回は、人権擁護委員の1期目だけということになっておるんですけども、引続き再任ということで大槻澄子さんに対してはどのような職歴というのはわかるわけですが、初めて提案された場合に、この主な職歴というのはどういう形で記載をされるのか。判断の基準を我々としては全くできないのではないかなと思うんですけども、その点についての考え方を伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） ただいまのご質問でございますけども、今回、住所、生年月日を含めて記載のほうを割愛をさせていただいております。人権擁護委員という職務上、住所等が特定された場合に、支障を来す場合もございますので、最終的に議会事務局のほうと協議した結果、このような形で提案をさせていただいたことでございます。

今後につきましても、また議会事務局との協議によって、この議案の職歴等の記載の方法も検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今回、人権擁護委員ということになってあるわけですが、今の説明では、人権擁護委員に限って住所とか、生年月日とか、そういうものを記載しない。また、主な公的職歴についても、こういう形で、人権擁護委員を初めて推薦する場合でも職歴等は記載しないということなのかどうか、ちょっと改めて伺っておきたいと思えます。

公職ということにもなりますので、やはり一定のその人の状況はわかるようにして提案すべきだというふうに思えますので、もう一度その点伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 今回、人権擁護委員の候補者の推薦についてという諮問が今回初めてのケースでございます。今後、ほかにこういった議案が提出される場合には、また別の場で議論されて、判断されるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第5、議案第52号 京丹波町議会基本条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第5、議案第52号 京丹波町議会基本条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番(山田 均君) 今回、提案になっております基本条例の制定に伴う関係条例の整理ということで、それぞれ6件の条例の改正が出ておるわけでございますけれども、この条例以外に規則とかそういうものもあるわけでございますけれども、そういうものが基本条例の制定に伴って必要な見直しや改正というのものがあるのかどうか。また、どういう規則に該当するのか、あわせて伺っておきたいというように思います。

○議長(篠塚信太郎君) 長澤総務課長。

○総務課長(長澤 誠君) この条例改正に伴いまして、改正が必要となる規則でございますが、6つございます。

順番に申し上げますと、京丹波町環境保全対策審議会設置規則、京丹波町山村開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則、京丹波町わち林業センター運営委員会規則、京丹波町営住宅入居者選考委員会規則、京丹波町放置車両の防止に関する条例施行規則、最後に、京丹波町ケーブルテレビ運営委員会設置規則。

以上、6つでございます。

○議長(篠塚信太郎君) 山田君。

○10番(山田 均君) 今、説明いただいた規則、条例以外6つあるということですが、条例は施行日を制定しておるわけでございますけれども、規則の場合は、この基本条例に伴う実施というのはいつの時点で適用されていくのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長(篠塚信太郎君) 長澤総務課長。

○総務課長(長澤 誠君) 基本的には、告知の日になるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 当然、告知というのは、告示の日だと思うんですけども、現在、議員がそれぞれの委員会等に所属しておる部分もあると思うんですけども、そういう面からいうと任期というのものもあるわけでございますので、任期が終了したら規則を改正して除くというように順次していくことになるんだと思うんですけども、この規則の実施時期について改めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 公示の日から遡及した取扱いになると理解しております。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。

議案第52号 京丹波町議会基本条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第53号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第6、議案第53号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、今回提案になっております印鑑条例の一部改正の附則で、令和元年11月5日から改正された場合の条例を施行するとなっておるんですけども、今9月でございますので、住民票の旧氏の併記を可能にするということになっておりますので、実施時期ですね。準備が整えば、できるだけ早くするとい

うのが当然だと思うんですけども、11月5日からの施行というのは何か理由があるのかどうか。もっと早めるというようなことの可能性はないのかどうか。できないのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 開会日の補足説明でも申し上げましたけども、この条例の施行につきましては、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行日に合わせた形になっております。11月5日で住民票関係の旧氏の記載がされまして、それに合わせた形で印鑑登録証明書の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

議案第53号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第54号 京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第7、議案第54号 京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○4番（東まさ子君） 幼稚園利用料無料化にするものでありますが、預かり保育についてお聞きいたします。1日の預かり保育30分当たり月額1,500円ですが、利用した場合、日数に450円を乗じて得た額を減じるというふうになっておりますが、上限があるのでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 上限といたしましては、例えば利用日数が20日でありますと、450円掛ける20日ということで9,000円が上限となるということを謳っておるものでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

議案第54号 京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第55号 京丹波町立子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第8、議案第55号 京丹波町立子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） これまで保育料に副食の分は含まれて徴収されておりましたが、今回、給食費ということで別に徴収するというにはなっております。このことに関しまし

て、保護者への説明、そして、徴収する方法としまして、請求などの事務負担というのは、それぞれの保育所の保育士がされるのかどうかということ。もし、保育士に係ってくれば、やはり長時間労働とかそういうことにも関わってくるのではないかと思うんですけれども、その点ちょっと1つはお伺いしたいのと。

もう1つは、今回の給食費の関係なんですけど、新聞で府のほうで助成のような措置がされるというようなことが載っておりましたが、3月以降でございますけど、その点、本町としては対応というのはどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） まず、保護者様へのご説明ですけれども、先週から、ちょうど委員会が終わった後から3園回りまして、2日に1回ぐらいのペースで、昨日全て3園とも回ったところでございます。

事務の負担の関係でございますけども、徴収につきましては、こども未来課のほうで実施いたしますので、保育所の現場における徴収というのはございません。

新聞報道にもありました京都府の、あれは第3子以降の無償化に対する4分の1助成という内容でございます。今回、本町におきましては、説明で申し上げました激変緩和措置の財源に活用するように考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今回、提案されておりますのは、激変化に緩和するということで、これは来年3月31日にまでの無料ですよね。それ以降のことは、本町としてはどのような対応になるのか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 第3子無償化というのは、所得360万円以下においては、国のほうで継続されます。激変緩和措置というのは、京都府及び町の第3子以降無償化の関係でございますけれども、今まで所得制限なしでやっておったんですけれども、国のほうの基準では、副食費は徴収すべしという考えのもと、そこをあわせていくこととしております。

ただし、今までゼロ円であった方に対しまして、大きな変化が生じますので、激変緩和措置をとるといふような措置を考えておるところでございます。

また、縦分けますと、ゼロから2歳につきましては、第3子以降無償化も継続するというところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今ありました6カ月間の激変緩和措置ということですが、これは具体的に対象となる人数、何人がこれに対象となるのか。まず伺っておきたいというように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今回の対象人数でございますけれども、2名になります。以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今回の対象者は2名ということでございますので、3月31日までということになるんですけども、来年度以降はどういう見通しになるか。希望があるかどうかという問題もあるんですけども、見通しとしては大体何名ぐらいあるだろうというふうに考えておられるのか。

といたしますのは、国と基準をあわせるということで4,500円負担をしていただくということになりますので、その辺についてはどれぐらいの人数を見込んでおられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 見通しというのは、現在は、わからない状況でございます。ただ、今回、議案第55号については2名ですけれども、保育所利用者については24名ということになっております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第55号 京丹波町立子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回、提案されておりますのは、国の施策であります幼児教育・保育の無償化制度の開始に当たり、町独自施策である子育て支援センターの利用に関して、必要な改正を行うとして提案をされております。条例の新旧対照表に記載されているように、これまで「18歳未満の児童を3人以上養育・監護している世帯の場合は、そのうち第3子以降の児童を無料とす



る」としていましたが、今回の改正案では、児童に係る給食費は4,500円を徴収するものとしています。

京丹波町は、今、子育て支援として、町独自で18歳未満の児童を3人以上養育・監護している世帯の場合は、その第3子以降の児童を無料として無料化を実施しています。これを今回国が行う幼児教育・保育の無償化制度の開始にあわせて、町独自施策である18歳未満の児童を3人以上養育・監護している世帯の場合は、そのうち第3子以降の児童を無料とすることを廃止し、給食費の負担を有料化するもので、子育て支援を大きく後退させるものです。

附則で6カ月間の激変緩和措置を提案されていますが、それが過ぎれば無料から一転して月4,500円の負担が増えることとなります。現時点では、対象者は2名ということでございました。来年度以降、人数は確定はしておりませんが、給食費の無料化を続けるには、現時点では2名であります。1年間考えても10万8,000円余りの予算で十分できるわけでございます。子育て支援を削減するという事は大きな問題です。削減するところが間違っております。

今年度の町政懇談会の配付資料9ページを見ますと、18歳未満の児童3人以上養育する世帯の第3子以降は無償化とし、多子世帯の負担軽減に取り組んできました。今後も安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進しますと記載がされております。

短期保育利用料を無料化することに反対するものではありませんが、給食費の有償化は、少子化対策からも、京丹波町のまちづくりからも、実施すべきではないことを厳しく指摘して反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。

議案第55号 京丹波町立子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第56号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第9、議案第56号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

議案第56号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第57号 京丹波町新庁舎建設基本計画審議会設置条例を廃止する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第10、議案第57号 京丹波町新庁舎建設基本計画審議会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

議案第57号 京丹波町新庁舎建設基本計画審議会設置条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第58号 町道の路線変更について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第11、議案第58号 町道の路線変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、今回、町道路線の変更ということで提案になっておるわけでございますけども、変更前と変更後を見て、起点と終点の関係で距離が変わってくるということですけども、これは道路が完成した時点で認定することなのか。路線の変更後の確定というのはいつの時点で工事がされるのかどうか、伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まず、道路のほうの認定をさせていただいて、その後、工事のほうに着手させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。

議案第58号 町道の路線変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願

ます。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第59号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約の変更について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第12、議案第59号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、変更理由の中に、消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴って、この増額変更ということになっておるわけでございますけども、既に契約をして業者の方は木材調達をされて製品になっておる分も当然あるかと思うんですけども、製品は8%でつくっておいて、実際納入されるときには町としては10%払いということになるんですけども、これは本数含めて発注しているので、結果としてこうなるというようには思うんですけども、よく考えれば、もう既に製品としてできて、ストックしていただいている部分もあるわけでございますけども、製品として仕上がってるのは8%と、これからの分は10%というような考え方はとれないのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） このたびの契約でございますが、国が指定する経過措置の基準日というのがございまして、平成31年4月1日以降の契約したものというような期日が決まっております。したがって、それも10月1日を超える契約期間ということに限定されるわけではありませんが、今回、契約内容に該当しているということでございまして、あくまでこの基準日以降の契約を締結したものと。また、10月1日を超える施工期間ということをクリアしておりますので、この規定に基づきまして、今回、この案件を提案させていただくものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。

議案第59号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第60号 令和元年度 新庁舎整備事業 雨水貯留槽整備工事請負契約について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第13、議案第60号 令和元年度 新庁舎整備事業 雨水貯留槽整備工事請負契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

村山君。

○5番(村山良夫君) たくさんお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、最初に、これとは直接的には関係あってないと思うんですが、過去の私の質問に対して、町長は、今の現庁舎は木造であるとおっしゃってたんですが、本当に木造なのかどうか、もう一度後で調べて答弁するということでしたので、ご返答をお願いしたいと思います。

2点目は、最近、建物を中心にしたいろいろな事故が起きてます。1つは、京都アニメーションの火災事故です。これは、吹き抜け構造が火の回りを早くして、10分から15分程度でほとんどの方が致命傷を負われたというようなことになってます。今回の新庁舎も吹き抜けの部分やら廊下がありました。また、大会議室には外へ抜ける避難階段がありません。こういうことを1回見直す必要があるのではないかと。

2つ目は、この前の台風15号です。房総半島にありますホテルの窓ガラス、厚みが12ミリのガラスが見事に全部風で破壊されておりました。今回の新庁舎も南側の部分には大きな窓をしております。ペアガラスですので、その1つの部分を12ミリのガラスを確保するということは不可能だと思いますので、これもやはりそういう例がある以上、新庁舎も見直

す必要があるのではないかと思うんですが、そういう教訓を今なら間に合うので、される必要があるというふうに思うんですが、どういうお考えなのかお聞きをしておきます。

3つ目に、今回の新庁舎の吹き抜けの部分がありますけども、その面積がいくらぐらいになるのか、お聞きしたいと思います。

これの直接のことですけども、本雨水貯留槽整備事業費は、平成31年度の予算の明細を見ますと、多分これ名前が違うんですが、調整池のことだと思うんですが、1億1,400万円となっています。これでいいのかどうかお聞きします。これがもしもそうであれば、32%ほどの金額が増額されてますので、新庁舎の事業を事業部署ごとに計画は出されているんですが、それがどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

部署というのは、本体工事、外構工事、解体・撤去工事、造成・治水工事、設計・監理工事、家具・備品ということになってます。その数字がどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、本庁舎が木造か、あるいは鉄骨かというご質問でございます。この件につきましては、ご案内のとおり、建築から本庁舎約60年が経過しておりまして、残念ながら設計図書が残っていないのが現状でございます。したがって、その財産管理台帳から確認いたしまして、木造ということで記載もされておることから木造ということで把握しておるところでございます。

2点目でございますが、京都アニメーションの件で、火災事故を教訓にというようなご質問であったかと思えます。この件につきましては、ご案内のとおり、京都アニメーションの悲惨な火災事故につきましては、ガソリンが撒かれたというような特殊性があるかと思いません。今回、新庁舎、法令基準でありますとかそれを上回る設備、設備といいますのは、スプリンクラーなどがあるわけでございますが、そういったものを設けることで通常の火災を想定して対応してまいりたいと考えておるところでございます。

また、大会議室には階段がないというようなご指摘もございました。この件につきましては、大会議室には3つの出入口がございます、近辺には2カ所、その他議場方向でありますとか窓口側の階段も複数確保しているというような構造になっております。また、先ほども申しましたように、スプリンクラーを設置しておりまして、延焼を妨げることや煙に対しては排煙装置を設置しております。大会議室の出入口付近には、屋内消火栓も設置しておりまして、大会議室を含む議会棟でありますとか中央棟、執務棟で防火区画を設けており

まして、執務棟などで火災があった場合には延焼しないようにしているところがございます。

いずれにしましても、法令基準を満たしておりまして、それ以上上回る防火設備を設置しておるといふふうに考えておりまして、これ以上の設備を増やす考えは現在のところ持っていないわけでございます。

それとあわせまして、ハード面の部分でございますが、ソフト的な部分といたしましては、火災時には避難誘導が最も大切であるというふうに考えております。開庁時にあたっては、避難訓練でありますとか避難誘導の取組みをまた今後検討してまいりたいというふうに考えております。

また、あわせまして、テラスとかベランダみたいな構造部分もございまして、そこには避難を補助する避難器具等の設置を現在検討しておるところでございます。

台風によるホテルの窓ガラスの破壊の件で見直しをしてはどうかということに対してでございますが、ガラスカーテンウォールというような名称で呼んでるわけでございますが、南向きに面しますカーテンガラスでございます。必要な強度は建築基準法に則りまして、耐風圧計算を行いまして、必要な厚さや強度を求めておるといふところでございます。いろんなケースを想定して対応できればいいんですが、基本的には、建築基準法に基づいて設置しているというようなどころでご理解いただきたいと思います。

吹き抜け面積でございますが、南側の部分に主になるかと思えます。こちらの面積につきましては、141.15平方メートルとなっております。

今回の議案の部分で、貯留施設の概算工事費でございます。1億1,000万円余りということでご指摘いただいたわけでございますが、この件に関しましては、基本設計業務によりまして想定した概算工事費が先ほど議員申されました1億1,000万円余りということでございます。その後、南丹土木事務所等との協議も踏まえまして、詳細設計で設計内容を精査したところございまして、必要貯留量が増えたことによりまして、工事費が増加したものでございます。

なお、新庁舎建設工事でございますが、現時点で労務費でありますとか材料単価で積算して算出しているものでございまして、現時点で工事費が増加するということは想定しておりません。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） まず、1点目の設計図書がないということなんですけど、これを確認しようと思ったら、例えば1階の大きい柱を金づちでたたいたら、多分、金属の音がするのではないですか。両サイドの木で囲ってあるのも、見えないところをドリルで穴をあけたら、

多分、鉄骨に当たると思います。あの建物を見て、台帳になってるさかい構造は木造やというようなことをおっしゃる人は、多分、おられないと思います。もう一度確かめてください。穴をあけてください。費用が要るのだったら私が負担します。こんなばかなことを言ったらあきません。

その次に、2番目の天災等の教訓ですけども、先ほどからお話をされてますけど、今現在の建築確認の条件を満たしているさかいそれでいいのやということです。もしも、そういうことなら、京都アニメーションの火事もあんな大火事になって、36名の命を襲うということもないと思うし、12ミリのガラスが割れるというような強い風が吹くということもないです。

特に、昨日ですかね。国連で排気ガスの問題でいろいろあったようでして、多分見られたと思いますけども、今後の気象状況というのは、今まででは感じられない部分ですのでね。また、聞くところによりますと、建築基準の強度等も見直すということになってますけど、見直すのなら、もう建ててしまったら30年、50年、60年使うわけですから、その辺のことを国が決めるというよりも、そういう事故があったら、それを教訓にして設計を見直さないと、大きな金を使うわけですからね。これは、やっぱりちょっとそんな安易な考えで、建築基準法に徹してるさかい大丈夫なんやというのではなしに、徹してた建物で大事故が起きてるということを認識せなあかんのと違いますか。その辺、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

スプリンクラーをおっしゃいますけど、東京でこの管理が不十分で大規模なホテル事故があったのを覚えておられますか。これの管理というのは非常に難しいです。これと防災シャッターですか。これの管理は非常に難しいというようなことを考えたら、やはりそういうものではなしに、逃げる場所を先に確保しておくことが大事だと思うんですが、これも町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、吹き抜けの部分は151平米ほどですから、4,500平米のうちのごくわずかな部分ですけども、経済性を考えたら、わざわざ吹き抜けにせずに、これも事務所等に活用すれば、その分だけでも、例えば151平米掛ける多分三十四、五万円の建設費だと思うんですが、これを掛けますと、やはり結構大きい金額になりますから、そういう意味では、経済性を考えたら、デザイン性を中心にした吹き抜け構造にする必要は全くないと思うんですが、その辺、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

今回の雨水貯留槽整備事業ですけど、課長ちょっと勘違いされてるのかと思うんですが、平成31年度の当初予算の説明書では、調整池が1億1,400万円となっています。それが



1億5,100万円ということは32.5%、半年前に立てた計画より増えてるわけです。ということは、そのほかのこれからやっていく工事も同じように1割とか、2割とか、3割までいかなかったも増えるのではないかと。そうすると、全体で30億円でおさめるというておられる事業計画が破綻することが懸念がないかどうか。そのためには、もう一度30億円になるようにどう変わるのか説明をしてほしいといったんです。その辺のことをよろしくお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 確かに、議員ご指摘のとおり、最近の自然災害というのは従来の常識ではない規模になっておるところであります。

一方、京都アニメーションの火災は、これは事故というよりも事件でありますので、一種のテロでありますので、そういったことにまで全て対応できるような設計をするというのはなかなか難しいかなというふうには考えるところでありますけども、そうはいいまして、最大限の防火消防施設を備えて、また、避難する階段も会議室自体に非常階段はありませんけども、周辺にしっかりと用意をさせていただいておりますので、特に問題はないというふうに考えておるところでございます。

風害におけるガラスにつきましては、ガラス強度等も専門家にも再度確認をして、十分な強度が保てるようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

吹き抜けの構造でありますけども、これは庁舎全体のイメージとして木造の木の美しさを生かして、明るい庁舎となるようにというふうなことで設計がされたものでありまして、そういったところから導入をされたというふうに考えておりますし、それが庁舎として皆さんに親しんでもらえやすい構造になるというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 予算の関係でございます。この件につきましては、今後増減があるのではないかとというようなご質問であったかと思いますが、基本、かねてよりお伝えしておりますとおり、総額につきましては、30億円で変わりなしで、債務負担等もそれをもとに組みさせていただいてるようなことでございまして、今後におきましては、そういった増減は想定していないというようなことでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） この構造につきましては、もう一度確認して教えてください。私は、そのことをとやかくいうのではないんですけど、この建物が60年余りもてたというのは、

やはり骨組みがしっかりしてた。その骨組みは多分鉄骨構造だと思います。準木造の構造の強度とこれをごっちゃにして、新庁舎は、メンテナンスさえすれば大丈夫だというような考え方は、対象にされてる物件が違うわけですから、それは間違ってるのではないかなと思います。これはこれ以上聞きませんが、答えだけは何らかの形で教えてください。

2つ目の災害が起きてるのに対してですけど、例えば京都アニメーションはガソリンを10リットルほど捲いたという、これは一種のテロ行為、そのとおりだと思います。

しかし、京丹波町では、そんな方はおられないと思いますけども、やはりそういうテロ行為に近いような事故というのも起きると思いますから、そういう事故にも対応しておかなければならないのではないかなというように思います。

窓ガラスの件は、検討するということでしたので、そうしていただいたら結構ですけど、これ多分ペアガラスで断熱の関係でされるんだと思うんですが、2枚のうちの1つを12ミリのものにしてつくとしたら、相当特殊なものですし、高価なものになるので、これも大変なことになるのではないかなというように思います。

先ほどの吹き抜けの件ですけど、町長は、デザイン性を重視してというような答弁でしたけども、この後、決算とかまた補正で出てきますけど、京丹波町の財政力というのは、そういうデザインを重視しているような余裕はないと思います。たとえ100万円でも、200万円でも、経済性を重視した設計をしなければならない時期に来てると思います。この辺、もう一遍、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

貯留槽の件ですけど、予算書では1億1,400万円です。これが1億5,100万円ということは、32.5%ほど予定より増加してるんです。だから、ほかの計画もそういうことで、例えばこれから本体工事の入札等もあるんですけど、どうなるのか。もう一度答弁をお願いしたいと思います。ただ、これから調べていただくのに資料ができないかもわかりませんので、議長をお願いしておくんですけど、後日配付で結構ですので、もう一度30億円の明細ですね。どうなのかというようにわかる資料をお願いしたいと思うんですけど、議長、そういう配付をよろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現庁舎が木造か鉄骨かということでありまして、図書がないのでよくわからないという部分もありますけども、見た感じ私は木造ではないかというふうに考えておるところでありますけども、どうしても調べろということでありましたら、議員が費用をご負担いただけるということでありまして、徹底的に調査をさせていただきたいとい

うふうに考えておるところでございます。

京都アニメーションの関係でありますけれども、これについては、テロ行為に対してどこまで備えるかというのは、当然、配慮するべきですけれども、いつどこで発生するかわからないということでもありますので、毎日防弾チョッキを着て歩くようなこともできませんので、それなりの施設を整えておくということが費用の面、それから一般的なこととして必要になってくると思いますので、そういう面では、防火の関係、避難路の関係については、要件を満たしておるといふふうに考えておるところでございます。

庁舎の関係でありますけれども、デザインを重視したのではなくて、やはり庁舎としてふさわしい、町民の方に使ってもらいやすい庁舎ということで吹き抜け構造も必要だといふふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今回の貯留施設でございますが、先ほど申しましたが、当初予定しておりましたのはあくまで概算工事費でございました。面積も、現在予定しておるものよりも若干少なかったということもあります。その後、土木事務所との協議を踏まえて変更していったということで、今回のこの貯留槽につきましては、増額であったということでございます。

しかしながら、庁舎建設工事につきましては、先ほども申しましたが、労務単価でありますとか材料単価、現時点でのものを使用して設計させていただいたところでございます。基本的にその額に基づきまして、今回、補正も債務負担行為をとらせていただきまして、総額を変えずに予定をさせていただいているところでございますが、現時点での工事費が増加するということは想定しておりません。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もちよっとお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、今回提案になっております雨水貯留槽がございますけど、図面の構造図も出しているんですけども、具体的に言えば、37メートルと36メートルで2メートル余りの深さのものができて、その中に1メートル間隔でブロックをずっと置いていくということになると思うんですけれども、そこに水を溜めるということになると思うんですけれども、例えばブロックが全くない状態で水を溜めるということになると、ブロックを入れて水を溜めるということと、半分以下の利用率になると思うんですけれども、非常に非効率だと思うんですけれども、敷地面積が1万8,000平米という広い面積で、そこへ水を溜めるということで、これだけの量のものが必要

だと。結果的には、1, 143.8立米の水を溜めると。それが必要なんだという説明を聞いたと思うんですけども、こういう地域でわざわざ地下にブロックを入れてやるという工法、これを選んだ理由というのを1つ伺っておきたいと。今改めて思います。

実際に、水を溜められる量というのは、ここにありますが、1, 143.8立米というように思うんですけども、実際にブロックを並べなかったら、どれだけの水の量が溜まるかという比較もされておると思うんですけども、その辺は1点伺っておきたいというように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） この件に関しましては、ご案内のとおり、現場のほうで敷地面積に余裕がないというところでございまして、そしたら、その貯留施設をどこに求めるかということではいろんな構造等も検討した結果、現在提案していただいております構造となったわけでございます。この貯留施設でございますが、先ほども議員もおっしゃいましたが、1, 140立米余りの水量を確保するということが前提でございまして、そのためにはどれだけの施設が要るかということでございます。先ほども申しましたが、地下に設けるとするのであれば、こういった自主製品を使って構造をもってその水量を確保していくというようなことでございまして、今回の提案させていただいてる設計内容になったわけでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） この1, 143.8立米を溜める必要があるということで、この地下の貯留槽になったということなんですけども、先ほどからいろいろ出ておりますけども、近年、局地的な雨量だとか、集中豪雨だとかあるわけでございます。これまで以前とは考えられなかった状況もあるわけでございますけども、この貯留槽というのは、一般的に言う1時間当たりどれぐらいの雨量に耐えられる大きさなのか。その点伺っておきたいと。思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 過去の雨量記録から見て、当該施設につきましては、いろんな技術的な基準に基づきまして降雨の強度式というのがございまして、そういったものから流出量、いわゆる降った雨と流出量から必要となる洪水調整容量を算出しておるわけでございます。したがって、単純に何ミリの雨までは大丈夫であるとか、何ミリ以上はもたないとか、そういったところが単純に比較ができないような内容でございます。

参考にといたしますか、気象庁のデータといたしましては、過去に観測された町内の最大の降水量は、日最大206ミリ、10分間で23.5ミリ、1時間にしますと52ミリが観測されておるところでございます。

近年、1ヘクタールを超える開発で、京都府と治水協議によって設けたものとしてひかり小学校、須知公園、京丹波 味夢の里があるわけでございますが、そういった調整池は溢れたことがないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 雨の関係、気象庁の資料で1時間当たり52ミリということでしたけれども、いろんな工事をする場合、100年確率とか、50年確率とか、いろいろいうわけでございますけれども、今回の場合は、50年確率ということなのか、100年確率ということなのか。最近、全国各地でのテレビで映し出される状況を見ている、これまでにない状況がテレビでも出てきております。考えられないような状況も起こっておるわけでございますけれども、その点で言うと、これまでの50年確率、100年確率というのは当てにならないという報道もあるわけでございますけれども、今回の場合は、何年確率を1つの基準にしているのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今回、非常用洪水吐の設計洪水流量でございますが、200分の1、公道でカルバートのところに堰が設けてありまして、それを越流するのが200年に1回の洪水量ということでしておりますし、あと、オリフィスといたしまして、340掛ける320の四角い穴があいているわけでございますが、そういった構造を設定するに当たりましては、50年に1回の貯水量を越えた場合の非常用洪水吐から流出するというような設計構造になっております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） それでは、議案第60号 令和元年度 新庁舎整備事業 雨水貯留槽整備工事請負契約に対して、次の点を指摘して反対討論といたします。

本事業は、6年前に審議した予算書では、1億1,400万円のできるはずだったのが、今回、1億5,100万円の費用が要するという契約になってます。これは、数字で見ますと、32.5%ということで、3割以上の提言になってます。これは、前からいわれているわけですが、オリンピック需要、それから再々起きる天災による復旧とその他のことにより

まして、材料費とか人件費が急激に増加していることが1つの原因で、そのあらわれがこの32.5%ということになったのではないかと思います。そう考えますと、新庁舎事業は30億円以内でやれるとおっしゃってますけど、本当にこういう状況を判断しますと、この30億円でおさまるのか。もう一遍原点に戻って全体の契約を見直すべきであるということ強く指摘して、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております議案第60号 令和元年度 新庁舎整備事業 雨水貯留槽整備工事請負契約について、反対の立場から討論を行います。

提案の理由は、新庁舎建設に伴い、雨水等の調整機能を持たせた貯留排水施設を設置するものとして提案されています。工事の契約金額は、1億5,130万9,400円の大工事です。工事の内容等については、議会の特別委員会でもカタログのコピーが資料として配付をされました。今回提案されている雨水貯留槽は、狭い場所でも設置できることで、主に都市部や狭隘な場所に設置されていること。施設のコンクリートブロックを並べて連結するだけで、簡単で短い工期で工事が実施できることなど特徴が記載されています。工事は、一般駐車場の地下に設置するもので、縦横37メートルと36メートル、高さが2メートル7センチの中にコンクリートブロックを1メートル間隔で敷き並べる工法となっています。単純に見れば、2,757立米の中にコンクリートブロックが敷き並べられて雨水が貯留できる有効活用できる面積は1,143.8立米で、全体の41.5%しか水は貯留できないことになります。

先ほどの説明では、必要な溜める量から算出したということでしたが、現実には41.5%しか水は貯留できないと。非常に非効率の施設と言えます。しかも、雨量の関係でいいますと、50年確率で計画ということですが、近年の局地的な豪雨、ゲリラ豪雨などを見ておきますと、本当にこれで十分なのか疑問も起きるわけであります。

新庁舎建設の敷地面積は、当初1万8,000平米で、庁舎面積が5,800平米、倉庫は1,600平米、駐車場等は1万600平米とされておりました。実施設計概要では、敷地面積は1万8,800平米となり、来庁者駐車場は全体で105台、公用車の駐車場は42台、駐輪場は35台、身障者用が4台となっています。新庁舎建設が大きな敷地面積を必

要とした計画のために、雨水を一旦敷地内で貯留してから放流する方法がとられていますが、敷地面積の見直し、土地の有効利用、さらに新庁舎の規模を再見直しをするなどして、1億5,000万円を超える費用を投入してわざわざ駐車場の地下に貯留槽を設置しなくてもよい方法を検討すべきです。新庁舎建設の事業費を削減することを第一にした取り組みを求めて反対討論とします。

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。

議案第60号 令和元年度 新庁舎整備事業 雨水貯留槽整備工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。10時45分までとします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第14、議案第61号 令和元年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入契約について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第14、議案第61号 令和元年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回、提案になっております小型動力ポンプ付積載車の導入は、和知支団第1分団第1部ということで、中山升谷ということになっておりますが、これまではそれぞれ中谷と升谷に1台ずつ現在積載車が配置されていると思うんですが、これを1台にするということになるわけですが。配置の予定は升谷ということでしたが。そうすると、中山にこれまではあったものが、当然第1部でございますので、1つになるということは自然かと思うんですが、非常に距離もあるわけでございますけども、中山については19年経過をしているという、積載車の年数も聞いたわけでございますけども、新たに升谷に配属をして、中山にあります積載車はどのような扱いを考えておられるのか、伺っておき

たいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それぞれ経過年数につきましては、先ほど申されたような年数が経過しておるところでございます。今回の導入させていただく消防車両につきましては、基本的には升谷に配属ということで、升谷にある23年物の積載車が廃止されてくるということでございます。中山の19年経過しているものにつきましては、今後また検討はさせてもらわないと思っております。地元の部の意向もでございますので、そのまま若干使える年数が限られてくるとは思いますが、そういったところを鑑みましてポンプだけ置いておくのか、そのまま置いておくのかという部分も含めまして、今後検討させていただいて、地元の部の意向に沿えるような形にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ちょっとお聞きをしておくんですけど、こういう設備の充実も非常に結構ですし、必要なことだと思うんですが。今日の新聞を見られたと思うんですが、京都府下では、消防団員が非常に足りてないというんですか、非常に大変な問題になっているようでございます。26自治体中4つの自治体だけが定員が100%になってて、一番低い補充率というのは南山城村の65%ですので、3割強がそういうことになっているようでございます。実は、この間、23日に不幸なことでしたけど、竹野で火災があったんですけど、そのときちょうど私出るときに地元の消防団員が出てくれてましたけど、結果として、2人しか出動ができなかったというような状態なんです。当町の現在の補充率がどれぐらいなのかということ。足りてないことはよくわかってますので、その対策をどうように講じておられるのかということをお聞きしたいと思うんです。

というのは、この前も決算のときに質問させてもらいましたけど、例えばこの前からの水害に町職員の方には2,000万円弱ほどの残業手当がついてたと思うんですが、消防団員には特別そういうようなことはないということで、やっぱりもうちょっと団員の方の待遇をよくしないと、これは大変なことだと思うんです。非常にお世話にならないといけないわけですから、職員の方の待遇も大事ですけど、団員の方の待遇も考え直さなあかんと思うんですが、その現在の状況と対策と今言いました団員の方に対する手厚い対策をどう考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 京都新聞にも載っておりました。見させていただいたわけですが、本町につきましても例外ではございません。定員も達していないわけございま



す。年々、増減があるものの、定員には達していないというような状況でございまして、本町といたしましても、団員の確保に苦慮しておるところでございます。

また、昼間の団員確保も、特に働きに出ておられる方が多いということで少ないということでございます。そのあたりの確保も考えていかなければならないと思いますし、また、以前にも審議会のほうでもお世話になった部分でもございますが、統廃合も含めまして、そういったところの効率的な体制も図っていかなければならないというのも認識をしておるところでございます。

最近、異常気象でありますとかその他火災のみならず、水防と捜索等もお世話にならないといけないケースが増えています。その出動手当につきましては、いくばくかあるわけでございますが、そういった出動手当単価につきましても、見直しがまだされていない状況ではございますが、その部分も含めまして、今後、全体的な消防団組織として消防団幹部とも協議をしながら、そのあたりも調整、整理していかなければならないという認識は十分ございまして、まだ具体的にはそこまでに至ってない状況でございますが、今後、消防団の確保が第一という念頭に置きまして、そういった取り組みを強化を図ってまいりたいと思っておりますので、またいろいろなご意見、お知恵をかしていただけたらなというふうに厚かましいお願いでございしますが、思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） お金が全てではないということはよくわかるんですけどね。例えばこの前の7月のときには、町職員にはかなりの残業的な手当がついてて、消防団員にはつかないというような、極端に言えば、町職員の方は、町民の公僕ですからね。そういうことをやっていただくのは当然だと思うんです。ところが、町の消防団員に入っておられる方は、それぞれ別個に生計も立てておられますし、大変な状態でやっておられるわけですね。だから、お金が全てで、そのことがとはいいませんけども、やはり町長にお聞きしたいんですが、そういうぱっと考えたときに、町職員だったらそういうことが出るし、私らには特別なんだなというのは、やっぱり問題だと思うんです。そういうことをもう少し団員に対して、これ、ボランティアで出ているわけですからね。そういう精神も大事だと町長はおっしゃいますけど、現実には、やはりそれほど恵まれた生活ができる。遠いところに通ったり、また、近くでは給料も安いというような問題がある中で、やっぱり団員の方のことももう少し目を酌んでいただいて、ボランティアでやっていただいたらいいというような考え方は、やはり今の時代にはあわないと思うんですが、町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 消防団の皆さんには、本当に日夜の対応をお世話になっておるところで、頭の下がる思いでございます。議員は23日とおっしゃいましたが、実際には22日ですけれども、火災が発生し、3連休の真ん中でありましたけれども、多くの地元の消防団の方、また、地元の住民の方、多くの方に出動をいただいて、被害を最小限に食い止めていただいたところでございます。いろいろな形で災害は発生するわけでございますけれども、町職員に手当が出るというのは、これは雇用の形態でありますので、これは雇用契約によって発生をするものでございます。消防団の皆さんにも十分とは言えませんが、出動手当が出ておるといふようなところで、このままでずっといいということはおもっておりませんが、消防団の皆さんは、自分たちの地域を自分たちで守るといふような意識もあって活動をしていただいているという、そういうところもあるのではないかとこのように考えておるところであります。

先日来、1週間に続けて2回ほど火災も発生したわけでありまして、本当に最小限に食い止めていただいたということで感謝をしておるところでありまして、消防団の処遇につきましては、総合的にいろいろと考えていく必要がありますし、何よりこうした機材の整備というのも非常に重要なことということになってくると思いますし、また、常備消防もあるわけですが、常備消防だけでは実際の活動はままならないといふようなこともおっしゃっていますので、消防団についても団員の不足もありますけれども、団員の確保にも引き続き取り組んでいきたいといふふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） すみません。日付間違いましたのは私のミスでした。連休中だったと思ったので、23日と言いましたけど、22日だったと思います。訂正しておきます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

議案第61号 令和元年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入契約につ

いて、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第62号 令和元年度 町営バス（マイクロバス）購入契約について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第15、議案第62号 令和元年度 町営バス（マイクロバス）購入契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） ちょっとお尋ねしておきたいんですけども、今回、入札結果表もつけていただいておりますんですけども、入札参加者は1名といいますか1業者になっておるんですけども、本来、競争入札でございますので、何社か、最低2社とか3社とか必要ではないかと思うんですけど、今回の場合は、1社だけということになっておるんですけども、考え方を1つ伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、町長にお尋ねしておきたいんですけども、今日の新聞でしたかね。ラッピングという記事も載っておったんですけども、今、町営バスの場合は、ここにも車体のデザインで白地に青色の横断線となっておりますんですけども、町の魅力アップを図る上でも、もう少しデザインの配置を考えるという時期ではないかと思うんですけども、何かそういうような考えはないのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） これも23日のイベントでありますので、新聞は昨日の新聞かと思いますが、ラッピングというのは、全体を包み込むわけでありまして、あれは小学生とか大人の人も含めてですけれども、みんなでバス自体に絵を描いてもらった、そういうイベントをさせていただいたところであります。バスも、年々、ペイント等も老朽化して塗り直しをする必要があるわけですし、そうした中で、京丹波町出身のアーティストの人がいらっしやいましたし、また、そのアーティストの方のスポンサーというようなことで塗料も提供いただけたというようなことで、皆さんに親しみを持ってもらいやすいようにということでラッピングをしたところであります。

新車のバスについては、今のところは、青白で導入を計画をしておるところでございます。最初からラッピングとかの計画は今はまだ予定しておりません。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今回、結果的には1社の参加ということでございましたが、参加可能業者につきましても、12業者あったわけでございます。そういった意味から競争性は保たれているということでございまして、そのあたりの規定につきましても、入札広告共通事項で1社でもいけるということで定めさせていただいてる部分もございまして、それに基づきまして、今回、1社ではございますが、落札に至ったということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 12社からあったということなんですけども、結果的に問い合わせといいますかそういうのがあって、最終的には1社しか入札しなかったということなのか。ここには何も参加した名簿がないので、結果としてはそういうことなのか。12社というのは、町内に12社あるということなのか。問い合わせが12社あったと。そのうち今回落札をされたのは、最終的には野村自動車だけであったということなのか。再確認でお尋ねしておきます。

それから、町長に、全車をラッピングという意味ではなしに、色の使い方ですね。もう少しほかの市町村なんかを見ておっても、特色あるやり方をされておりますので、本町でも、もう少し考える必要があるのではないかといつも思ってるのでお尋ねしたので、ラッピングを全部しろという意味ではないので、ちょっと改めて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 12社につきましても、町内の業者でございます。一般指名競争入札でございますので、誰が参加されるかはわからないわけでございまして、そういった意味では競争性が保たれているというようなことでいわせてもらったようなことでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） それぞれの市町村で、最近もバスのデザインのこともテレビで取り上げたりされてましたけども、今回のものについては、青白のオーソドックスな形で導入をさせていただくということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 町長、今の車体のデザイン、ここにこだわってるわけではないんですけども、やっぱり考える時期ではないかということでお尋ねしたんですけども、あくまでも今後とも青色の横断線で行くんだという考え方なのか。検討もする時期ではないかという

ように考えておられるのか。その点もう一度伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 特に何のこだわりもありません。今回は青白というだけのことでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。

議案第62号 令和元年度 町営バス（マイクロバス）購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第63号 令和元年度 のびのび児童クラブ1組施設新築工事請負契約について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第16、議案第63号 令和元年度 のびのび児童クラブ1組施設新築工事請負契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今回、新たにのびのび1組の学童保育の施設を建てるということで、資料を出していただいております。それを見せていただきました。資料1ですが、これまでも一般質問等でも新たに建てるのも1つかもわかりませんが、②の地域交流センターの活用はどうかということもお聞きしたことがあるんですが、延べ床面積ですね。地域交流センターの場合は400平米と書いてありまして、今回、のびのび児童クラブの場合は139.12平米ということが面積的には書いてあるんです。このことを思ったら、この中で十分のびのびクラブができるのではないかと思うんですが、今回、こうした新たに建てるにあつ

て、こういった地域交流センターの中を利用するというような検討なんかはされなかったのか。その1点だけお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 地域交流センターの件ですけれども、ほかの議員にも一般質問等でご提案をいただいていたところでございます。保護者等へのアンケート結果をもとに、ある意味、丹波ひかり小学校の施設内ということで検討をさせていただきました。もちろん地域交流センターにつきましても検討をさせていただいたところでありまして、ひかり小学校の前校長先生等ともご相談をさせていただく中で、やはり地域交流センターにつきましても、夜間、あるいは休日につきまして、サークル活動、社会教育活動等で利用をされておったり、また、学校での会議、また、学校外の研修会等でも利用をされておるということで、地域交流センターについても使うことは難しいというふうな判断をさせていただきました。余裕教室につきましても、多分、前に坂本議員からご質問をいただいたかと思うんですけれども、ひかり小学校につきましても、1学年を2室で1個みたいな形で使っております。今1クラス35人以下にしましては、1クラスなんですけれども、両方の部屋を国語と算数にクラスを分けて使っておったり、実際上の余裕教室はないというようなことだったので、いろんな可能性も探っておったわけなんですけれども、ひかり小学校の敷地内で適切な場所ということでプールと校舎の間の図面のとおり箇所というふうにさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） お尋ねしておきたいと思うんですけれども、現在の利用者というのはもちろん基準にはなると思うんですけれども、将来的に子どもの数が減っていくということもあるわけでございますけれども、児童の推移というのは、現時点では、ひかり小学校の通う児童の1年生から6年生まではどういう人数になっておるのか。

それから、その効果ですね。ひかり小学校のエリアの中での、現在6歳、5歳、4歳、3歳、2歳、1歳、ゼロ歳の人数というのはどういう状況になっておるのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 今現在、のびのび1組にしましては、竹野小学校、丹波ひかり小学校、下山小学校、丹波地区の3校の方が通っていただいておりますので、丹波地区ということで申し上げたいと思うんですけれども、平成30年度で丹波地区全体で小学生291人

でございました。令和6年度を見てみますと、今までの出生者数からすれば217人になるというところであります。平成30年度で学童の登録者数、月平均で申しますと、57.41人となります。率で申しますと、19.7%の方が登録をされておられるというところであります。それをそのまま掛けますと、令和6年には42.8人というふうになるわけなんですけれども、平成30年度の5年前を見ますと、平成26年になりますけれども、その登録率というものが10.4%でございました。5年のうちに10%近くの登録の伸びがあるということで、これからの5年間につきましても、同じく10%伸びるのは難しいかと思えますけれども、例えば5%伸びて25%の登録があるとすれば、掛け合わせますと54.25人の登録者数があるということで、現状と変わらないというようなことを見込んだところであります。基本的には過大な施設にはなっていないのではないかなというふうには考えております。

ということで、児童数に関しましては、右肩下がりの見込みを持っておりますけれども、学童の登録者数としては、横ばいの状況が続くというふうな現時点では判断をしておるといってございませう。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） かねてからの懸案事項で、今回、新築をされるということで、大変喜ばしいことだというふうに思っております。その中で、今回、木造の平屋建てということでの構造図になっておるわけですが、新庁舎とかこども園の関係からも、町内産の木材を有効活用していくんだというような方向性になると思うんですけれども、この施設についての木材調達に係る設計図書でも仕様書等にも明記されているというふうに思うんですけれども、どういうお考えなのか伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） のびのび1組の施設に関しましては、丹波ひかり小学校内に施設を設置させていただくということで、現校舎との調和を第一に考えをさせていただきました。それと、工期的なこともございまして、極力早くということもございまして、町内産ということではなくて、在来工法的な形での建設ということを考えてございませう。

以上でございませう。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。

議案第63号 令和元年度 のびのび児童クラブ1組施設新築工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第64号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第17、議案第64号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○9番（森田幸子君） 一般会計補正予算について3点質問させていただきます。

8ページ、18款の寄附金についてであります。一般寄附金3,200万円ですが、内容と経緯をお伺いいたします。

17ページであります。3目の予防接種事業の内容をお聞きいたします。

19ページであります。3目の農業振興費の移住促進事業の内容についてお聞きいたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、寄附金の関係の8ページ、一般寄附金でございます。3,200万円。この件につきましては、新庁舎建設事業も含めまして、まちづくり事業全体に対しまして充当していくというような思いを持っておりまして、この金額の経過につきましては、相手のこともありますので、具体的には申すことはできませんが、そういったものに使っていただきたいという本人の強い希望のもと、今回受けさせていただいたものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 予算書の17ページの予防費の予防接種事業の関係でござい



ます。これにつきましては、今年度から開始となりました成年男子の風疹予防接種に係ります事務費ということで、主に計上をさせていただいております。当初予算ぎりぎりの段階でこうした予防接種のほうが入ってきましたので、予防接種に係ります抗体検査であったり、予防接種費用については、当初予算で何とか計上をさせていただいたんですけども、事務費について不透明なところがございましたので、現時点でございますけれども、改めて計上させていただいたというようなものでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 19ページの移住促進事業でございますけれども、これにつきましては、和知地区の本庄地区で1件新たな移住者の契約がございましたので、京都府移住促進事業の活用で住宅整備を行うもの1件でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 8ページの寄附金についてであります。一般の方でもそうした状況を知っていただかなかつたら寄附金が受けられないのでありまして、またそうした積極的な広報をこれからもしていただきたいと思うんですが、その点どのようにお考えですか。

予防接種なんです。風疹予防接種の町内の現在の状況をお聞きできたら教えてください。

19ページの移住促進事業について本庄での1件ということでありましたが、このような事業が推進されるにあたって、今後、どのように進捗していくか、積極的に皆さんに内容を告知していただけるのかどうか、お考えを聞かせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 一般寄附金に関してでございますが、現在、ご案内のとおり、ふるさと寄附金でありますとか新庁舎に対する寄附金につきましては、町のホームページを通して、住民のみならず、町外の方にも情報提供させていただいてるというようなことでございます。一般寄附金はあくまで一般寄附金でございますので、それに特化した寄附金を求めているわけではございますが、そういった形で現在寄附金のほうをホームページにも上げさせていただいてる状況でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 成年男子の風疹の関係でございますけれども、これについまし

ては、接種期間が今年度から2021年度の3年間ということになります。それで、9月12日現在の数字になりますけども、対象となられる方が町内で1,407人、そのうち、まず抗体検査を受けていただくということになりますので、その抗体検査を済まされた方が93人となっております。そのうち陰性・陽性ということなんですけども、そのうち陰性という方が44人ということで聞いております。そして、そのうち既に予防接種を済まされた方が27人というような現在の状況でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 移住対策でございますけれども、この移住対策につきましては、例年、年度当初の区長会のほうでもお知らせをさせていただいておるところであります。

また、京都府の事業を活用することから、移住特区という形で地域全体が認定をされなくてはならないということもございますので、その辺もあわせて区長会のところで周知を図らせていただいております。現在も移住者の受入れにつきましては、多くの相談等も受けておりますので、その都度移住者の方にはこういった事業がありますということでご紹介をさせていただいておりますし、また、移住セミナー等、大阪でありましたり、京都市内でありましたり、多くのところで開催をされておりますので、そこにも積極的に参加をさせていただいているところでございます。今後ともまた周知のほうを図っていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 今の19ページの移住定住の180万円ですけど、府の制度ということでもありますけど、1年とか、2年とか、3年とか、そういう期限があるのかどうかお聞きをしておきたいと思えます。特区であれば、何年でもずっと行くものなのか、お聞きをしたいと思えます。

18ページの農業委員会関係の原材料費ですけど、実証実験の材料費ということで6万1,000円マイナスですが、これはのり面に吹きつけしてやっておられる実証実験のことなのかと思うんですけども、成功しているのか、どういうふうな状況になっているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

8ページの関係ですが、財産運用収入ということで補足説明というか、契約の見直しというふうな説明もいただいたんですが、具体的にもう1回どういうことなのかお聞きしたいと

思います。

地方交付税であります。今回、3億1,400万円余り増額補正で、基準財政需要額が5億1,300万円増えたというふうな、聞き間違いかも知れませんが、そういうこともあったんですが、具体的な中身についてお聞きをしておきたいと思います。

以上、お聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 移住促進事業でございますけれども、先ほどありました移住特区のところに、同じ人が2回受けれるということは無理なんではございますけれども、また違う人が同じところに空き家を活用されて入ってこられて、その地区で連続で使えるということは使用はできますので、その辺は大丈夫かというように思います。今、移住特区の関係でいいますと、瑞穂地区と和知地区は、全地域が特区の認定を受けておられるんですけども、丹波地区は、今現在、認定を受けておるのは竹野地区だけというようなことで、今後、また丹波地区でも、今1件は申請はいただいておりますけれども、また徐々に増加をしていただければというように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） まず、交付税ですけれども、交付税につきましては、提案説明でもさせていただきましたとおり、個別安定経費、特に保健衛生費が1億6,384万円増加をしたということ。また、社会福祉費の単位補正の増加などにより、3,457万円程度増加したといったこと。また、上水の高料金に係る繰出の算定分が平成29年度は特別交付税であったものが、平成30年度からは普通交付税にかわったといったところもあって、その再算定もあったということもございまして、総額で大幅な基準財政需要額の増加ということになりました。このことに伴いまして、交付税額の増加ということでございます。

それと、もう1点が、土地の貸付の関係ですけれども、特に、府営住宅の関係につきましては、これは京都府との協議調整に伴いまして、地価の下落等々反映する内容で一定の見直しを行っております。

また、町有地の貸付につきましては、企画財政課所管部につきましては、丹波マークス東側の駐車場の用地を貸付しているわけでございますけれども、これにつきましても、平成22年度以降、同じ額で貸付を行ったわけですけれども、双方の協議によりまして、かなり地下のほうも下落をしておったということもありまして、こういった部分を反映させていただいて、38万3,000円の減額ということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 18ページの原材料費の6万1,000円の減額でございますけれども、これは田んぼの畦畔管理の少力化に向けての実証実験ということで、今年度については、坂原地区で実証する予定にしております。面積については、240平米ということで思っております。夏場の草がよく生える時期が少し落ちついてきましたので、この9月から、まず除草作業ということで年3回ぐらい除草をして、その後に芝を張るということになっております。

この原材料費の減額につきましては、当初では、わら芝工法といいまして、わらの中に種が入ったものを張るということで芝を増やしていこうという工法を考えておりましたけれども、実際には工種の変更ということで、直接種子をのり面に植えつけてするという方向に変更したものに伴います減額ということになっております。

ちなみに、種子の実際の植えつけについては、3月の下旬を予定をしているということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 移住・定住の関係ですけど、この間、竹野地区でいろいろと活性化委員会の集まりがあったんですけど、その中で3年の期間限定があるみたいなことが話に出ていたみたいなんですけど、そういうことはないんですか。もう1回確認をしておきたいと思えます。

財政運用収入ということで、町有地の関係で見直しをしたということではありますが、ほかのところについては見直しというのはいらないのか。丹波マーケスに賃貸している分については、契約期間も二十何年間とかそういうものではないので、そのままになってるのかもわかりませんが、下落ということでもあったんですけども、どういうことになっているのか。下落というよりも、あそこはもうちょっと上に建物が建ってるので、もう少し賃料を上げてもらいたいかなというふうに思ったりもしてるんですけど、そこら辺の関係もお聞きをしておきたいと思えます。

民生使用料ということで保育料の関係です。収入の3ページ、保育料の関係ですけども、保育料は無料になっても副食費がかかるということでもあります。町が第3子以降続けていけば、府も4分の1は補助金をくれるということでもあります。府は3月31日過ぎて、京丹波町が実施をするということであれば、引続いて4分の1をいただけるのか。そういうこと

についてお聞きしたい。

保育料は、3歳から5歳よりもゼロ歳から2歳のほうが負担は重いということでもあります。実際、生活保護世帯とか住民税非課税世帯は無料ですが、均等割がかかっているところなどでは、無償化の恩恵というのが消費税の負担のほうが重くて、実際は恩恵が少ないというふうに思っていて、格差が生じているのではないかなというふうに思っております。国の制度でありますので、町がどうこうということにはならないかもわかりませんが、ゼロ歳から2歳の保育の無償化が国のほうで取り上げられなかった、非課税しか取上げられなかったというのはどういう原因なのか。1つお聞きをしておきたいと思います。

副食費については、これまで3歳から5歳につきましても保育料に含まれていたということで、公定価格の中に入っていたのではないかなというふうに思っております。給食は、食育そのものであり、保育そのものでありますので、国に副食費の無償化というのは町としていっていきべきではないかなというふうに思いますが、考えをお聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 移住促進事業でございますけれども、本町に移住をされて、その事業を使えるのは1年間が有効期限ということになっておりまして、議員が申された3年間というのがどういう意味かちょっと今把握はできなかったわけではございますけれども、事業自体は移住をされてから1年以内に家の住宅整備を行っていただけるというものでございます。

ただ、3年というのは、恐らくですけども、事業の大体見直し期間が3年ということになっておりまして、今年度も京都府のほうでは事業の見直しのほうも検討をされているような状況でございます。また、3年というのは、後ほど教えていただけたらありがたいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 土地の貸付の関係でございますけれども、それぞれ貸付地については、契約をもとに貸付を行っておりまして、貸付の契約の中に甲乙協議という条項もありますので、そういった申し出があった場合について都度対応を行って調整を行っておるというところでございます。

また、今回の貸付の減額の場所につきましては、東側の駐車場ということで、駐車場用地でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 保育料の関係でございまして、まず1つ目が、京都府が4分の1補助というものを8月30日だったと思います。突然、発表があったわけでございまして、本町としても、京都府、第3子以降無償化をどうされるのか。再三情報収集をしておったんですけれども、議案を出した後にこういった発表があったわけでございます。まだきっちりした情報が詳細にわたって入ってきておりませんので、次年度以降続くとかそういう情報は全く今のところございせん。

ゼロ歳から2歳児の関係は無償化にならずに、3歳から5歳が今回は無償化の対象というのも、これはあくまでも国の施策、方針でございまして、本町で原因というのはわかっていないわけですけども、ゼロ歳から2歳も商品券とか何かそういった部分で見ていただく部分があったのではないかというふうに私としては考えております。

3歳から5歳の副食費の無償化に関することでございますけども、国の考え方を問われたと思っておりますけども、やはり食事はみんな取るものだということで、今回は保育料のみが対象だというふうに、そういう考えを聞いておるところでございます。このことは保育所だけでなく、つまり、幼稚園とかは弁当を持参ということもありますし、そういった意味では、給食とか副食費の無償化の恩恵が受けられない。ですから、国もそういう実態の差があるので、保育料のみ無償化して副食費は実費徴収というふうなことを基本とされているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 14ページに記載のあります民生費についてお尋ねいたします。

福祉人材確保事業で支援事業助成金を支出していただいておりますけれども、これは町内の各事業所が人材確保難に苦勞する中で、その解決の一助になればと支出しているものでございます。

そうした中で、この助成金をどのように各事業所が活用しておるのか。担当課で把握しておられる部分がありましたらお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 福祉人材の関係でございますけども、今年度、年度の初めにそれぞれの法人のほうにお聞かせをいただきまして、現在、6法人のほうから今年度の予定ということでございます。

主な内容といたしましては、職員の募集チラシ等の新聞折込等の手数料であったりというようなことになっておりますし、また、EPA介護福祉士候補生あっせんの関係の手数料等、申請をいただく予定というようなことになっておるところでございます。

それと、参考までに、平成29年度から事業を始めておるわけでございますけれども、平成29年度と平成30年度でそれぞれ町内の法人のほうで介護職といたしまして18名の方の採用に至っておるというふうにお聞きをしているところでございます。

また、ご承知のように、募集チラシ等については、ほかの職種も同時に募集をされてるといようなこともありますけれども、介護以外の職員については、介護職も含めてということになりますけれども、全体で平成29年度、平成30年度で25人の採用に至ったというふうに聞いておりました、今、全国的にこういった人材不足の中で、こうした採用につながっているということで、引き続き実施のほうをさせていただきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 本助成金によりまして、具体的な成果が上がったという内容をお聞かせいただきまして、大変安堵しておるわけでございますけれども、この助成金を使いたいというニーズは今後ますます高まってくると担当課で予想しておるのか。その部分についてお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 平成29年度と平成30年度につきましては、それぞれ5法人のほうから申請をいただいておりますけれども、今年度につきましては、先ほど申しましたように、6法人のほうから見込みということで上げていただいております。どこともまだ福祉人材のほうで充足しているようには聞いておりませんので、またこういった活用は引き続き必要かなというふうに担当課としては考えておるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 本補助金の立上げ期から運用期に移りまして、より本助成金が有効に活用できるように担当課でもいろいろと内容の詳細な調査が必要だと思います。今後とも有効に活用できて、わずかでも人材確保の解決策になればと考えておりますけれども、そういった考え方で担当課は今後どのように取組んでいくのか、お聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 今回の補正予算につきましては、法人向けの予算のほうを補正をお願いしておるところでございますけども、あわせて町内のそれぞれ事業所にお勤めいただいている方が介護福祉士等の試験を受講された場合の助成金についても、同じくさせていただいてるところでございます。そちらにつきましても、年々、介護福祉士の試験に合格をいただいているような状況でございます。こちらにつきましても、平成29年度と平成30年度合計ということでご理解をいただきたいんですけども、15名の方が介護福祉士の試験に合格をいただいているようなところでございます。一般質問のほうでもございましたけども、ご本人さんのモチベーションにもつながりますし、こうした資格者があることによって、事業所のほうの介護報酬のあたりにも影響してくる部分もありますので、こうした個人向けと法人向けということで、引き続き実施をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） まず、減債基金の取崩しに関連しまして、二、三質問をしたいと思います。

8ページです。減債基金条例というのが制定されていますが、この目的は何なのかということと、減債基金係数というのがありますが、この係数に基づいて算出した現在の必要な残高は幾らなのか。

2つ目に、今回、減債基金を3億2,500万円ほど取崩しますけども、このメリットは何なのか。

今後5年間に起債を必要とする事業というのは非常に多いと思うんですが、その各事業ごとに町債を発行する額の詳細をお聞きしたい。その合計がいくらになるかということをお聞きしたいと思います。

その次に、10ページの教育費のところ、過疎対策事業債がマイナス3,100万円になってるんですが、これは対象とした事業が必要でなくなったことが原因なのかどうか、確認をしたいと思います。

12ページですけども、新庁舎整備事業費というのがマイナス3億4,900万円となっておりますが、これは再三町長にも申し上げてる事業費を縮減するために見直された結果、この分が不要になったということなのかどうか、お聞きをしたいと思います。

現在の町債の明細を今後教えていただけたらありがたいと思います。というのは、企業会計であります水道とか病院会計では、決算書に起債ごとにいつ発行して、元金が今何ぼ残っ



て、利率がなんぼかというような誰でもわかるリストがつけてあるんですが、一般会計にはついてませんが、今と違って結構ですので資料をいただけたらありがたいと思います。

その次に、これから質問することによって出てくることなんですけども、決算のときに健全化指数の報告資料というのを添付していただきました。そのことについて、次のことをお聞きしたいと思います。実質公債費比率は、よいほうから勘定して24番目であるとされてますが、これを改善するにはどうしたらいいのかということと、今まで町長は18%のことをいいましたけども、余り関心がなかったようで25%のことをおっしゃってました。しかし、これはサッカーのイエローカードと一緒に、イエローカードを再三受けるとレッドカードで退場ということになるんだと思うんです。今の状態からすれば、例えば平成30年度決算では19.1%の単年度状態になってまして、イエローカードを発行されたということでこういう補正予算を立てられたのではないかなというふうに私は思ってるんですが、その辺を追求したいと思ってます。

将来負担比率というのが23番目です。これもどうすれば改善ができるのか、お聞きをします。

3つ目に、経常収支比率は、よいほうから3番目です。これは財政的に柔軟性があるということなんですけども、この状態というのが本当にどうなのか。特に、当町の場合は、積極的な財政運営をすれば、経常収支比率はよくなるというんですか。どうしても要る費用に対する予算の決済額の分母がそうなるんですけど、その副作用が実質公債費比率の上昇や将来負担比率の上昇になっていると思うんですが、その辺のことはご理解ができていますのかどうか、お聞きをしたいと思います。

4番目の財政指数は、上位から20番目であります。これもどうしたらいいかお聞きをします。

5番目の人件費対標準財政規模の比率は5番目によろしいです。しかし、これは、財政的に考えますと、5番目によいということは、それだけ人件費が安いというんですか。職員1人当たりの給料が安くなってるということで、今後、財政が厳しくなって、人件費、物件費とかを見直すときに、人件費では、職員の給与はもう見直せない状態になっているということ。ということは、職員を減らさないといけないということになると思うんですが、そういう考えでないかなと。そういうことなしにこれでいいのかなと。これは、逆に、表ではいいほうの5番に入ってるとしてもらってますけど、現実には、ワースト5のほうだと思います。

それだけで結構です。それだけお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） そうしましたら、順番にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、初めに、減債基金条例の目的ですけれども、第1条に「町債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる町財政の健全な運営に資するために基金を設置する」ということとございますので、そういった町債の償還に必要な部分の財源の健全性を保つ、いわゆる繰上償還といったものに充当するために設置している基金ということとございます。

また、係数というものにつきましては、ちょっと不勉強で、減債基金そのものに係る係数というのは、ちょっと存じ上げておりませんので、また勉強させていただきたいなというふうに考えております。

次に、今回の補正予算の関係ですけれども、特に今回の補正の目的の1つといたしまして、今年度以降に町が計画しております大型事業の円滑な推進を図っていくためには、実質公債費比率といったものをはじめとする今年度における財政の健全化を行っていくことが不可欠ということとありますことから、こういったことも含めました財政の健全化、公債費の繰上償還をお願いいたしておるところでございます。

3番目、今後の起債を必要とする事業内容と起債額ということとございます。5年間ということとございますので、特にその5年間の中でも事業債に限定して、令和2年度以降の5年間ということとございますけれども、総額で約69億円の事業債の発行が見込まれているといったところでございます。主な事業といたしましての借入につきましては、新庁舎整備事業が17億9,250万円を見込んでおります。また、認定こども園につきまして、12億円程度の発行を見込んでおります。また、新庁舎以外では、蒲生野中央線の道路改良に3億6,000万円、蒲生野の排水路工事に約2億円の町債の発行額を見込んでおります。その他は一般的な事業を見込んでおるところでございます。

4点目ですね。教育債の減額について、事業が不要になったのかということとございます。これにつきましては、当初、過疎対策事業債のほうで起債の発行を計画しておりましたけれども、今回、予算で出てきます歳出の内容につきまして、合併特例債を活用する方向で調整を行っておりまして、当初、過疎債で借入を予定いたしておりました委託業務に係ります事業のほうにつきましても、合わせて合併特例債への振り替えを行うということで、民生費の合併特例事業債のところに同額を計上をさせていただいておりますので、あくまでも起債の借入メニューの振り替えということとご了解いただきたいというふうに思います。

次に、新庁舎の関係ですけれども、これは、確かに3億4,500万円に減額ということとございまして、事業規模を縮小したのかということとございますけれども、今回、実施設

計業務の完了に伴う事業計画の見直しを行ったことによりまして、各年度の事業費の見直しを行ったところでございます。その結果、令和元年度の事業費については、計上しております予算額を減額させていただいて、その減額した分については、令和2年度及び令和3年度の事業費のほうにスライドしたということで、これは不要になったということではなくて、事業計画の見直しに伴う年度間の実施事業費の見直しに伴う減額ということでご理解をいただきたいと思っております。

なお、令和2年度、令和3年度の見直しに係る事業費については、今回あわせて第2表で債務負担行為の変更をお願いしているところでございます。

次に、繰上償還の絡みの、いつも決算書に公営企業会計がつけておる事業明細書の関係であります。一般会計、特にご承知のとおり、非常に件数が多いわけでございまして、約400件程度でございます。こういったものを一覧表ということもなかなかできませんので、毎年、決算資料といたしまして、地方債の借入別の利率表というものと、年度別の償還状況という資金ごとにまとめた表を提出させていただいておるということでございます。ですから、これをすぐにペーパーで明細をとると、やはり件数も多いわけでございまして、つくるにしても一定の時間をいただく必要があるのではないかなというふうに考えております。

次に、実質公債費比率の関係がございました。これの改善方法はどうかということでございますけれども、やはり実質公債費比率というものにつきましては、分子は地方債の現在高が分子でございます。分母は標準財政規模になっておりますので、一般的には、分子を減らすということが実質公債費比率の減少につながるということで、地方債の現在高の減少を図ることが実質公債費比率の減少につながるということでございまして、今回、そういう意味で、繰上償還をお願いをしているところでございます。

比率の関係です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律という、いわゆる財政健全化法というものがございまして、その中で一定の基準が定められておるところでございます。法律で謳われておりますのは、早期健全化団体の基準が25%、財政再生団体というのが35%という基準があります。これは財政健全化法で定められておる法律ということで、2つの基準が出てまいります。あわせて、実質公債費比率の18%というものにつきましては、これは財政健全化法ではなく、地方財政法で出てくる内容でございまして、いわゆる地方債を発行するときには、一般的には協議ということで、都道府県との協議を得て地方債の発行を行うわけですが、地方財政法の中で、そこが一定基準を超える場合は、許可制度というものを適用するというふうに定められております。いわゆる都道府県との協議ではなしに、許可が必要になってくるということになります。その基準に使う比率が財政健全

化法という実質公債費比率の18%というものでございます。

こういったことから、町の財政健全化という観点で考えた場合につきましては、やはり総じて18%というところがまずは最初の関門になると思いますので、そういったところを意識した財政運営ということでご理解いただきたいというふうに思います。

次に、将来負担比率の削減ですけれども、これも合併以降、かなり高かったわけですが、いろいろな取組みを行いまして、行政改革も行う中で、比率の削減に取り組んできたというところがございます。土地開発公社の先行取得用地というものもなくなったということで、分子から今はないといったことで、いろいろな効果は出ておるんですけれども、やはりここにつきましても、地方債の現在高というものが指標の中で大きなウエートを占めております。つきましては、分子側を削減するという意味では、地方債の現在高を減少させていくといったところになると思います。

しかしながら、先ほどの実質公債費比率も同様に、分母が標準財政規模を使っておりますので、こういったところで地方交付税の減少でありますとかこういった交付金とかの減少が直に分母に乗っかってきますので、こういったところが下がれば、たとえ分子が下がっていても、比率が上がっていくといった要素もございますので、極力できることに取り組んでいくという意味で、地方債の現在高の削減に精力的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

経常収支比率はにつきましても、これもご承知のとおり、経常一般財源の歳出歳入の割合でございます。ここにつきましては、やはり経常一般財源歳出の削減、いわゆる義務的経費の中でも何を下げていったらいいのかというところがございます。考えておりますのが公債費の削減というふうに考えております。これにつきましても、繰上償還を行うことによりまして、年度間の公債費が減少いたしていくことによりまして、こういったものが経常収支比率の減少にも結果的にはつながっているものというふうに考えております。

次に、財政力指数ですけれども、これは基準財政収入額と基準財政需要額の割返の率でございます。ここはもうひたすら基準財政収入額を上げていくといったところではないかなというふうに考えております。

それと、あと、人件費と標準財政規模の割合です。これにつきましても、標準財政規模自体が下がってきてますので、比率が上がってきます。こういったところで極力標準財政規模を確保するためのいろいろな取組みを要望も含めまして行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そしたら、今、回答いただきましたのに一つ一つ聞いていきたいと思  
います。

その目的というのが使っても構わないのは繰上償還に使ってもいいということにして、あ  
くまでも目的は、将来の財政運営の健全化を守るためにいくらかの金額を絶えず貯めとけと。  
返済するために貯めとけと。民間企業でも社債とか発行した場合は、それは当然公認会計士  
のほうから指摘されて貯めてるわけですけど、そういう趣旨ですので、ちょっと考え方がお  
かしいのではないかと。そのことが2番目に質問しました、今、3億2,500万円ほど取  
崩すメリットというたら、実質公債費比率を改善しておいて、18%以内にしておいて、起  
債を今聞くと69億円ほどあるそうですけど、それをスムーズにやるためというようなこと  
ですけど、これは本末転倒も甚だしいですよ、こんな考え方は。というのは、それで本当に  
繰上して、早いこと取崩して返済したら、あと、借入れが必要でない、起債が必要でない  
いうんだったら、無駄な基金をしておくよりはたとえ1%でも金利ついているのを返済した  
ほうがいいわけですけど、また起こさんなんのですからね。これは逆だと思っんです。今後、  
69億円もの起債を必要とすると仮定したら、5年以内にね。逆に、今、4億1,900万  
円ほどなんですけど、それを3億2,500万円から取崩さずに、ここへまた積み上げてい  
かな本来あかん。そういうことなのに、目先の実質公債費比率を要して、そのことによって  
起債をしたいということをやっているというのは、これはもってのほかだと思います。

教育費のことはわかりました。

新庁舎の事業費、マイナス3億4,500万円は、これはやはり今年度はないけども、将  
来繰延べたというだけのことで、必要な分が減ったというわけではないということですね。  
そのように理解をしておきます。

町債の明細につきましては、私もその資料をちょっと目が行き届きませんでした。もう一  
遍見ておきます。できれば、同じような企業会計をやってるような同じようなものをつけて  
いただけたらありがたいのはありがたいです。

今聞いた繰上償還を5億200万円ほどするわけですけども、それと、3億4,900万  
円新庁舎の費用を前へ延ばすということは、8億5,100万円を目先の実質公債費比率を  
上げるために、財政上行ったテクニックだと思うんですが、こういうことをすると、本当の  
改善にならないと思うんですが、その辺町長はどう考えておられるのか、お聞きをしておき  
ます。

先ほどありました地方財政法による18%というのは、やっぱりクリアしておかないと、

財政運営が非常に厳しい。許可をもらわないといけないということになりますから、このイエローカードだなどと思う18%というのは、やっぱりちゃんとして見ておかなければならない数字ではないかなと思います。

経常収支比率につきましては、積極的な事業運営をしたら、これはなんぼでもよくなってきます。ところが、それは行当たると、今度、実質公債費比率が悪化したり、将来負担比率が悪化すると。自主財源でできるところはよろしいですよ。私のところみたいに27%ぐらいしか自主財源がないところを起債で積極的な財政運営をすると、そのツケが実質公債費比率や将来負担比率に出てくるということをやっぱり理解をしてもらった運用をしておいてもらわないといけないのではないかなと思います。

人件費の問題も、先ほどもちらっといいましたように、やはり5番目によいということは、職員1人当たりの給料は、他の25自治体の中で5番目に低いということですので、これ以上、今後、財政改善のために人件費を見直すときは、人を減らさないとやれないということなんです。そうすると、人を減らすということは、行政サービスが悪化につながるということですので、やはり目先だけではなしに、根本的な財政を見据えて新庁舎の建設等も見直してほしいと思います。というのは、先ほど吹き抜けの部分が151平米あったとおっしゃってました。平米当たり37万1,000円ぐらいになります。それでしますと、5,600万円ほど縮減ができるわけですよ。こういうことを小まめにやらないと、目先のことでやるというのはもってのほかだと思います。

そういうことで、本当に町長にお聞きしたいんですけど、京丹波町の表をいただきましたね。これによると、ベスト5が2つあるとおっしゃってますけど、この2つとも問題のある経常収支比率は、今申し上げたとおり、本当に健全でなかったかとなるんですよ。

人件費対標準財政規模も今申し上げたとおり、これが低いからよいというのではなしに、低いから見直す余地がないというようなことです。これはもうワーストのことです。そうすると、6項目中5項目がワーストに入るんですよ。こんな財政の状態、本当に新庁舎を予算の30%以上をかけて、やって本当にいいのか。町長もう一遍この財政状況を踏まえた上でどうお考えなのか。これは平成29年度です。平成30年度はもっと悪くなってます。お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど企画財政課長が申し上げたとおりでありますけども、財政健全化法における25%あるわけですが、実際には、地方財政法による一定の基準18%を見据えてやっていくということで、いろんな施策を行っておるところでありまして、これか

ら町に必要となつてまいります庁舎なり認定こども園、その他の事業もそうですけども、必要最小限のものを何とか事業として完成できるようにいろいろと工夫をして、財政運営を行っておるというのは実態でございます、ご理解いただけたらというふうに考えるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 私、今後の5年間に必要なのを690億円と申し上げたかもわかりません。これ間違いました。69億円だと思います。

それで、町長にもう1つお聞きしたいんですけど、本当に今申し上げた6項目、いうてませんが、町民1人当たりの地方債の残高というのも少ないほうから24番、いわゆるワーストです。これが平成29年度です。平成30年度は、実質公債費比率は単年度で19.1%になってるわけですからね。これはもっと悪くなってるんですよ。そういうことを考えたら、本当に新庁舎をもう一遍見直さなければ、本当に大丈夫なんですか。後のツケが全部町民に来る。それも将来の子どもや孫に来るということにはならないんですか。その自信は本当にあるんですね。もう一度確認だけしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 厳しい財政状況であることは承知をしておりますけども、そうした中で必要な施策が継続できるように今後も全力を尽くしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） ここで暫時休憩とします。午後1時30分までとします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時30分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野村会計管理者。

○会計管理者（野村雅浩君） 認定第13号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、誤字がありましたので、差し替えをよろしくお願いたします。場所については、提出年月日に誤字がありました。ご理解のほどよろしくお願いたします。今後このようなことがないよう、十分注意して提出させていただきますので、お許しをよろしくお願いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 質疑を続けます。

山田君。

○10番（山田 均君） それぞれお尋ねもあったわけでございますけども、私も何点かお尋

ねしておきたいと思います。

歳入 8 ページの寄附金の関係なんですけど、一般寄附金で 3, 200 万円という多額の寄附があるわけでございます。森田議員からのお尋ねもあったわけでございますけども、金額的にも非常に多い金額だと思うんですけども、これは町内の人なのか。町外の人なのか。また、複数人なのか。1 名なのか。あくまでも個人なのか。事業所なのか。その辺ぐらひは明らかにしていただきたいというのが 1 点でございます。併せて、有害鳥獣対策事業の寄附金というのが 200 万円あります。これについてもどういう趣旨で寄附をいただいたのか。伺っておきたいと思います。

ちょっと申しわけないですが、財産収入のところの土地貸付料の関係なんですけども、丹波マーケスの東側の駐車場の分、これは見直して減額になったというように聞いたと思うんですけども、38 万 3, 000 円の減になったと。併せて、京丹波 味夢の里で 197 万 5, 000 円貸付料が増えたという説明があったと思うんですけども、委員会だったかと思いますが。京丹波 味夢の里の 197 万 5, 000 円というのは、どういうことで貸付料が引き上がったのか。基準とかどういう理由なのか、伺っておきたいというように思います。

歳出の関係で 11 ページなんですけど、一般管理費の機密文書等運搬破棄委託料というのがありますが、これはどういう方法でどういう業者に委託をするのか。情報漏れとかそういう問題も片方ではあるのではないかと思うんですけども、どういう業者に委託するのか、お尋ねしておきたいと思います。

15 ページで給食費の激変緩和措置の予算を計上しているというように聞いたんですけども、予算措置としてはどの部分になるのか、お尋ねしておきたいと思います。扶助費の部分になるのか。その辺も含めてお尋ねしておきます。

19 ページの負担金補助及び交付金の中に集落営農総合対策事業補助金というのが 322 万 8, 000 円あるんですけども、これはどういう内容でどこの対象集落なのか、お尋ねをしておきたいと思います。

20 ページに土地改良施設維持管理事業、町内 5 カ所、ため池という説明はあったと思うんですけども、調査対象のため池というのは全体で何カ所あって、どういう調査をするのか。その結果を受けて、どういう対策をするということになるのか、伺っておきたいと思います。

21 ページの負担金補助及び交付金の中に生産森林組合助成金というのが 28 万円あります。本年度の当初予算では、90 万円予算化されておったと思うんですけども、平成 30 年度の決算を見てますと 123 万円で、組織への事務費ということになっておったんですが、合わせますと 5 万円少なくなっておるんですけども、23 組織というように平成 30 年度の



報告はされておりますが、それは変わりがないのかということと、併せて5万円の減になっておりますが、どういう理由なのか。今回、補正をするというのは、手続的な届けがあったということかわかりませんが、その点を踏まえてお尋ねをしておきます。

22ページの観光費の中にあります京丹波 味夢の里の管理運営事業ということで9万2千500円、一般備品ということになっておりますが、どういうものなのか。運営会社に負担をしてもらうということにならないのかどうか、伺っておきたいと思っております。

23ページの土木費ですけれども、都市計画総務費の中の施設維持管理委託料というのが11万円あります。都市公園でございますので、京丹波町内には2カ所あると思うんですけども、場所と委託内容、委託先についてお尋ねをしておきます。

26ページになりますが、中学校費の中で一般備品というのが1万2千3百50円減額になっておりますが、当初予定していたと思うんですけども、具体的にどういう理由で減になっているのか、伺っておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、歳入の8ページでございます。

一般寄附金の件でございますが、まず一般寄附金につきましては、3,200万円、2件でございます。個人の方が1件と、あともう1件が個人の方2件ということでございます。

あと、有害鳥獣の事業に対する寄附金でございますが、これにつきましては、法人1件ということになっております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） まず、19ページの負担金補助及び交付金の集落営農総合対策事業補助金でございますけれども、これは中核組織に対して補助をするということの内容になっておりまして、和知地域にあります三共ライスセンターという中核の集落営農組織でございます。

内容につきましては、機械導入ということで、32馬力トラクター1台と乾燥機2台の整備をされるということになっております。これにつきましては、府の事業を活用してということで、全体で630万円ほどの事業費になっておりまして、その約50%の部分で32万2千800円を補助するということになっているものでございます。

続きまして、20ページの委託料の1,000万円でございますが、これはため池の調査をするということになっております。池の調査をします対象池が5つの池になっておりまし

て、和知地域で4カ所、地区でいいますと角、大倉、坂原、広瀬。それから丹波地域の1カ所で下山ということになっております。一応、町内で85ヶ所の農業ため池がありまして、うち防災重点ため池というのが38カ所というふうにされております。それを順次調査をするということで、既に13カ所につきましては調査をしております。今年度、5カ所を調査するということで、これは国の100%の補助をいただくもので調査をするものでございます。

まず、池の調査の内容としては、池の状況がいろいろあるわけですが、堤体の沈没がないか、水漏れがないか等々の調査をいたしまして、そして、池の下流域に民家がある場合については、その民家にもし決壊をした場合にどれぐらいのスピードで水が一定影響を与えるのかというのも一応シミュレーションをすることになっております。

併せまして、その出た結果を対象地域の方にワークショップということでお示しをさせていただいた後に、その時点でどういうふうに避難をしたらいいのかというのを住民の方々に避難経路を考えていただくということになっているものでございます。これが一連の流れということとして、今後、あと残りのため池もこの補助制度を活用しながら年次進めていくということになっているものでございます。

それから、21ページの負担金補助及び交付金の生産森林組合助成金の28万円の増額の方でございますが、これにつきましては、生産森林組合に対して法人町民税の法人税が課税されていない団体に対して、均等割の5万円相当を助成しているという内容になっております。当初に上げておりました金額は法人税が課税されている団体ということで、少し当初積算を見間違っていたことがございまして、改めて法人税がかからないものに組み替えをした精査をしましたところ、当初は11組織であったものが22組織になりまして、全体で11万8,000円の交付金が必要ということになっております。したがって、当初から予定をしております交付金の差額を今回補正をさせていただくということになっております。以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほどの寄附金で答弁漏れでございますが、一般寄附金でございます。町外の方で2名ということでございます。

それと、有害鳥獣の寄附金のほうにつきましては、町内の法人でございます。

もう1点、11ページ、機密文書の委託料でございます。これにつきましては、これまで衛管を通じましてカンポのほうに処理をお世話になっていたわけでございますが、状況が変わったことによりまして、廃棄文書につきましては、専門の業者に委託するというものでござ

ざいまして、それに対する委託料でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、京丹波 味夢の里の関係の土地貸付料でございますけれども、ホテル建設に伴います本年度の土地貸付料ということで、年額が321万8,573円でございます。本年度につきましては、ホテル建設の実際の本体の工事が8月20日からということで、8月20日から翌年3月31日までの間、224日ということで計算をさせていただいております。収入額が197万5,233円というようなことになっておるところでございます。

それから、22ページの京丹波 味夢の里運営事業でございますけれども、こちらのほうにつきましては、もう1つの京都ステップアップ推進交付金という森の京都DMOの関係の交付金を活用して、京丹波 味夢の里が実施をされるデジタルサイネージ、いわゆるデジタル的に町内の情報を提供をする機械を導入するものでございます。その他の負担金といたしまして、会社のほうでご負担をいただくということで、半分が交付金を活用するというところでございます。

このデジタルサイネージにつきましては、事務所のパソコンでの遠隔操作によりまして、それぞれ町内にあります道の駅の情報も京丹波 味夢の里のほうに情報提供いただいて、今現在の道の駅の状況であったり、町内の観光施設の状況であったりというものを情報提供できるものでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 木南子ども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 15ページで、保育所の副食費に關しましての激変緩和措置に關します歳出予算はどの部分かというご質問でございましたけれども、免除をするというだけになりますので、歳出予算はございません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 歳出の23ページです。都市公園費の委託料の施設維持管理委託料の内訳ですが、須知川水辺公園内の台風等で倒木のおそれのあります枯れ木の伐採処分費用13本分を計上しております。伐採後の処分を含めまして町内業者に委託する予定としております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 26 ページ上段、中学校一般管理事業の備品購入費の減額についてでございます。一般備品といいますのは、蒲生野中学校の生徒用机・椅子170セットの購入に係るものでございます。

減額の理由といたしましては、入札により減額をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 3ページの交付税の関係ですけど、答弁いただきました。特に、水道事業の高料金部分が平成30年度より普通交付税になったということでありましたが、平成30年度から普通交付税になっているのであれば、何で平成31年度の今ごろこういう措置になるのか。当初から普通交付税として計算されるのではなかったかということと、高料金部分ということで、金額的にはいくらなのかお聞きします。

8ページの財産運用収入で、町が、町有地の東側の駐車場を38万3,000円減額したということですが、これはどういうことから減額になったのか。会社から減額の要請があったのか。それともこちら側が減額したのか。お聞きをしたいと思います。会社側からあったのであれば、町だけではなしに、もっと民間のところへも減額の申し出があるのが普通ではないかなと思うんですが、そこら辺の関係のことをお聞きできたらと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 2点ご質問いただきました。

1点が普通交付税の平成30年度算入の話ですけれども、これは私どもが平成29年度から特別交付税措置ということで理解をいたしておりまして、その部分の算定が平成30年度から外れていたということで、平成30年度に交付税の検査がありまして、そこで調整をいたしまして、平成31年度で再算定を行うという措置をとるということで整理をしたものでございます。

金額につきましては、基準財政需要額ベースですけれども、約1億6,800万円ということでございます。

次に、土地貸付の単価ですけれども、これは契約当初から一定の考え方のもとに単価契約を結んでますので、それが金利の地価の価格をベースにして賃料を算定しておりますので、そこは引き続き地価の下落とあわせて再見直しを同様に行ったということでございます。

内容につきましては、申し出による協議ということで、今回の賃料の見直しは行ったとい

うことです。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今それぞれ答弁いただいたんですけども、寄附のことでもう一遍お尋ねしておきたいんですが、一般寄附の場合は、個人それぞれ2名の方ということであったと思うんですけども、金額も相当大きいわけでございますけども、寄附をされた方のこういうところに使ってほしいとかそういう意向はあるのかどうかということと。

1人半分半分にすれば1,600万円ずつということになるんですけども、1,000万円を超す寄附があった場合には、例えば感謝状を出すとかそんなことをやっておるのかどうかお尋ねしておきたい。

有害鳥獣対策の関係は法人ということでございましたけども、これについても、有害鳥獣に活用というようなそういう意向があったのか。また、町としては、受けた寄附をどのように活用するという考え方なのか、1点お尋ねしておきたいというように思います。

今、東議員からもあったことでございますけども、土地貸付料の関係です。丹波地域開発株式会社がそういう申入れといいますか、平成22年から見直しをしていないということで、今回、土地使用料について見直しをしたということでございますけども、丹波地域開発株式会社は第三セクターということで、町が責任を一定持つておるわけでございますけども、町としては、丹波地域開発株式会社にそういう貸付料についての一定の指導といいますか、当然、町の貸付料、単価も地価が下がっておるということで下げたということでございますので、ほかの個人の方、会社の方もあつてございまして、そこへの単価の見直しというのはどうなのか。極端に単価が違うわけで、低い単価の方はさらに下げるといことはならないと思っておりますけども、やっぱり高い料金のところは引下げをして、経営改善というような指導をすべきだと思っておりますけども、あわせてそれについても伺っておきたいというように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 寄附金の件でございますが、個人の方2名ということでございます。金額の取決めはないわけでございますが、1人は感謝状ということもお話をさせてもらったわけでございますが、相手の意向によりまして、ここはもうお気持ちだけでということという言葉がありました。もう1名の方につきましては、感謝状をお渡ししたということでございますし、あと、有害鳥獣の寄附金につきましても、法人1企業に対しまして感謝状をお渡しさせていただいたということでございます。

使途につきましては、一般寄附金につきましては、全額主に新庁舎の建設にということでおっしゃっていただいたところでございますし、あと、有害鳥獣の内容につきましては、にぎわい創生課のほうからお世話になりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 有害鳥獣の寄附金につきましては、今も総務課長のほうからございましたように、農作物に対します有害の被害が非常に大きいということで、その企業におきましても、そうした被害が起こることで、企業としての一定の被害もあるというようなことから、一番深刻化しております有害鳥獣の被害対策に活用願いたいということで、今回ご寄附をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほどの一般寄附でございますが、庁舎ということでおっしゃってはいたんですが、一応一般寄附で受けるということでございますので、まちづくりのそういった施策に対しまして、このご寄附をいただいた金額につきましては、使わせていただくというようなスタンスで一般寄附のほうに今回計上させていただいております。そういった全体的な事業ということでご理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 賃料の関係ですけれども、町の町有財産を貸付けているものについては、全て契約によって貸付けを行っております。その中で申入れがあった場合、協議を必要に応じて行うということになっておりますので、一律的な引下げということについては考えておりません。そういった契約に基づいた協議、それによって中身によってもそれが引下げられるものなのか、そうでないものなのかもございますので、内容を確認いたしまして、今回の場合につきましては、地価下落が明らかに顕著に見られましたので、そういった部分での対応をとったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 3回目になりますので、私がお尋ねしたのは、今の答弁はもちろんなんですけども、丹波地域開発株式会社の第三セクターとして町は一定の管理をしなければならない。指導をしなければいけない責任があるわけなので、町の町有地については、地価下落で下げたということなんですけど、当然、丹波マークスが借地として駐車場で使ってる

土地についても、当然そういう見直しをするように、第三セクターでございますので、町が指導すべき立場ではないかと思うんですが、その考え方を伺っておきたい。やっぱり経営改善の指導的な立場ですので、当然そういう町としての筆頭株主という立場もありますし、役員も派遣しておるわけでございますから、そういう点での指導も当然すべきだと思うんですけども、その点の見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 丹波地域開発株式会社の賃料については、丹波地域開発株式会社でご判断されるものというふうに考えておるところでございます。

ただ、一般論として申し上げますと、同じ法人が賃貸と賃借と両方やってる場合は、片一方だけを引下げるということにはならないというふうに思いますので、片一方を引下げると当然収入のほうも減ってくるというようなことも発生するのではないかと、一般論としては考える次第でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 認定こども園の関係で教育長にお尋ねしたいのですが、今回、この事業費につきましては、教育費から民生費のほうへ振り替えになりまして、教育委員会としては手元から離れたわけでございますけども、教育委員会とし、これまで事業を抱えていた中で、現建設計画の特に場所でありますとか、規模、構造についての精査とか、見直しについてのご検討はされたことがあるのかどうか。また、あれば、どういった意見が出ていたのか、お尋ねをしたいというふうに思いますのと。

それから、6月の一般質問でも、私、質問させていただいたんですが、現行の小規模校に係る件につきまして、教育長から現行の学校を維持継続をしていきたいというようなお考えを示されたところございまして、一方では、町民の方からは、現状の学校運営が児童数の観点からも永代継続することは困難であろうという中で、今回の園舎としての活用についても、そういった提案もしていただいたこともあるんですけども、改めて学校の統廃合にかかわる展開についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまのご質問でございますけれども、認定こども園に関しましては、これまでの経過等につきましては、教育委員会の会議におきましてこれまでの経過を説明をさせていただいた経過はございます。ただ、その中で、今後の方向につきましてのご意見としては、特段伺ってないということでございます。

また、子どもたちの状況につきましては、6月議会のときに岩田議員のほうからご質問が

ございましたけれども、教育委員会といたしましては、現状のままの推移で進めていくという形で現在のところは考えているということでございます。

以上でございます。

○町長（太田 昇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、議案第64号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）に次のことを指摘しまして、反対討論を行います。

1点目は、減債基金条例の目的に反したような補正で基金の取崩しが行われていること。

2点目は、減債基金3億2,500万円を取崩せば、前期末残4億1,600万円であったものが9,100万円。ある意味では、返済金の一部にもならないほど、減債基金としての意味を果たさない状態まで残高が減ってしまうということ。

3点目は、今後5年間の事業計画をお聞きして、少なくとも69億円の起債が必要ということです。しかし、私が算出した限り、これをまだ10億円ぐらいは要るのではないかなと思うんですけども。どちらにしても、これから5年間に69億円もの起債を起さなければならぬのに、積立てこそすれ取崩すということは、理解ができないというか、そんなことはすべきではないこと。

4点目は、新庁舎整備事業費3億4,900万円減額になってますが、先ほど質問したところ、その事業費が縮減したものではなくて、令和2年度、3年度に先延べにしたことに過ぎないということ。

今回のこういう補正予算の内容を見ますと、ちょっと言葉はきついかもわかりませんが、目先の実質公債費比率をよくするためのごまかしの補正予算であり、根本的な財政改革をしなければ、平成29年度決算に基づく財務指標等の状況というのをいただきましたが、その6項目全てが平成30年度から令和2年度のこの3年間に全てがワースト3に入る可能性があります。こういう状況で将来に財政悪化のツケを残すような小手先だけの補正予算は、到底容認できるものではありません。そういうことを強く指摘しまして、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。



○7番（西山芳明君） ただいま上程をされております議案第64号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の立場から討論をしたいと思います。

まず、例年でしたら、6月に第1号の補正予算が行われておりましたけども、今年度におきましては、本9月定例会におきまして、第1号の補正予算が提案をされました。この意味するところは、今年4月からの組織改編によりまして、各種事業計画と財政の一体的な推進を行うため、新たに企画財政課が設けられ、歳入歳出とも精査を行い、限られた厳しい財源の中で行政サービスを低下させることなく、最大効果を上げる機能が適正に発揮されていることの証明であると考えております。

つきましては、本議案に賛成する主な理由について、4項目にわたって説明を申し上げます。

まず、1点目ですが、総務関係で、これは歳入にかかわる項目でございますが、新庁舎建設に関し、国交省が主催する木造先導プロジェクト2019の第1回の募集に応募し、全国17件のエントリーされた中から7件の採択がされ、そのうちの1つとして一般建築物の部におきまして、本町の新庁舎建設事業が見事採択を受け、新庁舎建設の新たな財源として、総額1億5,366万8,000円が補助金内示を受けたところでございます。地元産材の活用や組立柱工法、防火対策としての自主的なスプリンクラーの設置などの先導的な設計・施工が評価されたことはもちろんですが、新庁舎建設にかかる担当職員並びに関係者の並々ならぬ研究や努力の結晶であり、大いに評価をいたすところであります。そのうち、今回の補正予算では、3,300万円が計上されているところであります。

同じく、総務関係で2点目ですが、公民館等の改修に充てるための自治振興補助金974万円が計上されており、これは地域における防災拠点となる公民館のより機能性を高めるため、屋根の補修やバリアフリー化などの改修補助金が主であり、直接住民の安心・安全につながる事業と言えます。

3点目に、農林水産関係の事業におきましては、今後の農業振興のかぎとなる集落営農への取組みを支援するため、瑞穂地区及び和知地区において取組まれております先進的な集団的営農組織に対して補助される京都府補助金が従前の直接補助方式から間接補助方式に改められたことから、町を通して補助されることになり、その補助金881万7,000円が歳入に計上されております。

また、歳出におきましては、災害発生時の被害を最小限に食い止めるためのため池安心・安全マップ作成に係る測量設計監理業務委託料が今年度も計上されております。

4点目には、公共交通の充実に向けて、喫緊の課題であります町営バスのより効率的かつ

利便性の向上を目指すためのあり方を検討するための委託料の原資とするため、156万8,000円をバス運行事業特別会計に繰出予算が計上されております。

以上のとおり、安心・安全なまちづくりや地域振興対策、また、より安定した住民サービスを維持していくために大変重要な補正であり、その必要性を認め、当初予算に1億6,720万円を追加した115億8,020万円の補正予算に賛成するものであります。

以上、議案第64号に対する賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第64号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）に反対の立場から討論を行います。

一般会計補正予算（第1号）は、1億6,720万円を追加するものです。その主なものとしては、新庁舎整備事業で3億4,850万円の減額、水道事業会計補助金で3,540万円の減額、消防団活動運営事業で1,703万2,000円の減額、認定こども園開設事業準備事業で3,054万4,000円の減額、人件費で1,866万7,000円の減額をし、自治振興補助金で974万円、認定こども園整備事業に4,300万円、土地改良施設整備事業に1,000万円や高校生等医療費助成事業などの予算も計上されておりますが、反対の大きな理由は次の点です。

1つは、認定こども園整備事業で1,245万6,000円の工事用原材料費は、木材調達を新庁舎建設と同じ方法で行うとして、今回も随意契約で行うとしております。委員会でもお尋ねをしましたが、公共事業は、原則一般競争入札で行うべきです。一部業者を優遇する随意契約の方法は、行政は公平公正に行政運営を行うのが原則です。これに反するもので、また町長の公約である行政の公正化にも大きく反するものです。厳しく指摘するものです。

1つには、今回の補正で、一番特質すべき点は新聞報道にもありましたが、公債費の繰上償還の元金の5億181万4,000円です。この繰上償還を行う理由は、実質公債費比率の抑制を図るため実施するもので、将来にわたり実質公債費比率18%以下を維持していくことが必要となるため、財政の健全化を維持するために繰上償還を行うものと説明がされております。委員会でも今後10億円の繰上償還を予定しているとの説明も受けました。繰上償還を全て否定するものではありませんが、これまで太田町長は、新庁舎建設をはじめ大型公共事業で公債費比率が18%を超え、20%を超える見通しを示した財政見通しを財政部局から示されたことを受けて、議会でも大型公共事業の見直しが必要であることなどが指摘をされても、太田町長は、公債費比率が18%以上になっても必要な事業は必要として、公

債費比率が20%以上に引上がることに對しての危機感は全く感じられませんでした。

今回提案されている繰上償還に對して、これまでの公債費比率に對する認識が甘かった。間違っていたと認めるべきです。あわせて、大型公共事業は、再検討と見直しを行うことを表明すべきです。

また、丹波マーケスへの6億700万円の公金投入でも、総務省が示す第三セクター等の経営健全化等に関する指針について指摘をしているように、経営責任は経営者に帰するものであるとしていることから、経営責任を明らかにして公金の返還を求めるなど財源確保にもっと力を注ぐべきです。

今後、財政規律や財政健全化のためとして、公共料金の引上げや補助金の削減など、安易に住民に負担を求めないこと。やむを得ず見直しをする場合には、内部で徹底した見直しを最優先に行い、一方的には絶対に行わない。住民合意を最優先にし、納得なしには実施しないなど基本的な基準を明らかにすべきです。このままでは基金は枯渇し、公共料金の引上げ、町独自施策の見直しなど大ナタを振るう状況が生まれてくると考えられます。もっと住民に寄り添い、将来人口規模に見合ったコンパクトな庁舎建設や既設の施設の活用など、前例にとられない行財政運営を行うべきです。

補正予算には、住民要望など必要な予算措置もありますが、町長の財政規律、財政運営に對する政治姿勢を厳しく指摘して、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

森田君。

○9番（森田幸子君） ただいま提案になっております議案第64号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

提案されています補正予算の内容について、年度途中にかかわることなく補正により対応することで、地域住民の期待に沿った事業の円滑な取組みが行われることと確信いたします。

その中でも、1点、10月1日からの幼児教育・保育無償化による地方特例交付金1,146万3,000円として、全て国費で賄われての事業実施となります。この無償化は、皆さんご存じのように、10月からの消費税率10%の引上げによる増収分で実現されます。消費税率の引上げは、子育てから高齢者福祉まで幅広く支える全世代型社会保障の構築と財源の安定化のために行われます。若い子育て世代にとって幼児教育・保育の無償化は、画期的な施策であると確信し、私の賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。

議案第64号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第65号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第18、議案第65号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

議案第65号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第66号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第19、議案第66号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別

会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。

議案第66号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第67号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第20、議案第67号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。

議案第67号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原

案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第68号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第21、議案第68号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 歳出の関係でお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回、運行事業費という中に委託料として、町営バス活性化促進委託料というのが176万円計上されております。具体的にどこにどういう内容のものを委託するということになるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 今回、町営バスの運行事業で委託料を上げさせていただいております町営バス活性化促進委託料でございますけれども、南丹市や綾部市でもバスの運行についてご意見をいろいろ頂戴しております京都大学のほうにお願いをしようということで現在調整を図っているところでございます。一般質問等でも申し上げておりますけれども、今後の公共交通の関係、また、新たな新規路線の検討等を行っていただくということで考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今、京都大学に依頼する準備をしておることなんですけども、公共交通のあり方とか、新規路線とかということも今あったわけでございますけども、具体的には、どれぐらいの期間をもって調査をその大きなところがやられると思うんですけども、どのぐらいの期間やるということとか。京丹波町の場合は、それぞれ旧町ごとにいろんな状況が違うわけでございますけども、具体的には、公共交通として、町営バスを主体にした考え方で考えていくというような基本的な考え方なのか。いろんな民間のサービスもあるわけでございますけども、当然、そういうことも含めてかと思っておりますけども、担当課長としては、以前お話をされた経過はあるんですけども、3つの旧町の状況というのはそれぞれ違います

し、生活実態、集落の状態もいろいろ違うわけでございます。そういう面では、非常に難しい課題もあるのではないかと思うんですけども、住民の足をちゃんと確保して、病院とか、買い物とか、そういうものがきちっとできるというような基本的な考え方を持って委託をされるということなのかどうか。その辺の基本的なスタンスはどうか、もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 基本的なものでございますけれども、現在の町営バスは、皆さんご承知のことかと思っておりますけれども、スクールバスに依存をした形でその空き時間を活用して住民の皆さんにご利用を賜っているところでございます。今回の委託につきましては、今議員からもございましたように、町営バスの利用をうまく住民の方に行っていただくためにはどういう路線がいいのかという部分も含めまして、また、一般質問でも出ておりましたが、空白地輸送の関係、その辺のところも組み合わせながら検討をいただきたいというように考えているところでございますし、また、新たな新規路線についてもあわせてご検討をいただきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ちょっともう1点お尋ねしておきたいんですけども、今ありましたように、スクールバスを交付税の関係もあるということで基本にして、そして空いた時間帯でバスを走らせておるとというのが基本的なスタンスだったと思うんですけども、それは、あくまでもそのスタンスの上に立っているいろんな方策を考えてもらうということなのか。いやいや、ゼロベースで、スクールバスはスクールバスとして、例えばほかに巡回バスだとかそういうような形も含めて考えていくという考え方なのか。基本的にどこを1つのベースにするのかと。いわゆるスクールバスを基本にして、どういう運行をするかという考え方なのか。いやいや、ゼロベースで考えるという委託の考え方なのか、その点伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 基本的には、スクールバスが基本とはなろうかというように思いますけれども、この委託につきましては、ゼロベースで検討いただきたいなというように考えております。

しかしながら、一般質問でも町長からも回答がございましたけれども、スクールバスとを切り離して考えていくと、また新たな費用面という部分もございますので、その辺のところ

もあわせてご検討をいただくということで考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。

議案第68号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって議案第68号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第69号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第22、議案第69号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。

議案第69号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。



(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第70号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第23、議案第70号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○4番（東まさ子君） 先ほど交付税が1億6,800万円の高料金ということで補正で入ってきたんですけど、これはこの会計に入るものではないのですか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 交付税算定をされております需要額ですけれども、基本繰出基準の項目ということでございますので、交付税算入されるものは繰出基準内という整理でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） もう1つわからなかったんですけど、答弁の中身が。基準内で交付税として入ってきた財源は、この水道会計の中に高料金対策ということで財源として入ってくるのではないんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 高料金対策に要する基準内の繰入金として、収益的収入の他会計負担金ということで、一般会計から2億1,408万8,000円を補助金としていただいております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思います。

1点は、14ページになりますが、その他雑支出ですね。湧水調整という説明があったかと思うんですけども、もう少しこの中身ですね。どういうことでの支出なのか、伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、16ページになります資本的支出の工事請負費で、生活基盤施設耐震化工事と

ということで、遠方監視装置の更新費用という説明があったんですが、具体的にはどこに設置をされておるのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） まず、14ページのその他雑支出に関しましては、まず1つは、過誤納の返還金の費用を充てておりますのと、あと、過年度分の漏水減額見込額に対しまして、調定の減額ができませんので、その部分を支出で補填をするということで、今回、過年度分の減額見込額を今回補正で上げております。

あと、16ページの遠方監視装置につきましては、和知地区にあります5つの浄水場と9つの配水池、あと5つのポンプ室があるわけなんですけど、そこからのデータを畑川浄水場の2階にあります監視室でNTT回線を使いましてデータで受けております。その畑川浄水場に設置している部分を今回補正で計上させていただきまして、遠方監視装置自体を更新させていただくということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） その他の雑支出の関係で、今、過誤納入なり漏水に対する減額ということでございましたが、具体的には、その件数ですね。特に、漏水による減額ということをございしましたが、具体的には、その件数ですね。特に、漏水による減額ということは、ここで対応しているということでございますので、何件ぐらいを見込んでおるということを伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 平成30年度の決算が終わりまして、平成30年度以前の分ですので、件数はちょっと今覚えておりませんが、調定を減額ということはできませんので、未収金、要するに、漏水で減免した分が未収金という扱いになりますので、その未収金分を収支で補うために、今回、支出の予算科目におきまして、減額した部分を減らすために今回出すほうで予算を上げさせていただいたものでございます。

件数については、決算書を見てみないとちょっとわかりませんが、以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。

議案第70号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

ここで、長澤総務課長より、先ほど議案第52号における答弁につきまして訂正の申し出がありますので、これを許可します。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） すみません。

先ほど、議案第52号 京丹波町議会基本条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件で、山田議員のご質問のところで、規則についても交付の日なり、今お世話になっている委員の任期満了云々というご質問の中で、私の答弁は遡及するというようなことでいわせてもらったと思います。規則につきましても、条例と同じ附則を規定するものでございまして、公布の日、本日になるわけですが、その日から現在お世話になっている委員の任期満了の日までの間に限りまして、この規則でございしますが、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるということで取扱いをさせていただくこととなります。大変申しわけございませんでした。訂正をしておわび申し上げます。

以上でございます。

《日程第24、認定第1号 平成30年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第39、認定第16号 平成30年度京丹波町水道事業会計決算の認定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第24、認定第1号 平成30年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第39、認定第16号 平成30年度京丹波町水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

16件について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、梅原好範君。

○決算特別委員長（梅原好範君） 去る9月2日の本会議において、決算特別委員会に付託されました平成30年度京丹波町一般会計、13特別会計、国保京丹波町病院事業会計、水道事業会計決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は、9月11日、12日のいずれも午前9時から開催をいたしました。

それぞれの審議内容につきましては、議長、議会選出の監査委員を除く全議員で特別委員会が設置されたことから、省略をさせていただきます。

審査の結果につきましては、9月12日に議長あてに提出しております、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第16号までの16議案について、いずれも原案どおり認定となりました。

それでは、委員会審査報告書を朗読し、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号 平成30年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第2号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第3号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第4号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第5号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第6号 平成30年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第7号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第8号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第9号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第10号 平成30年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第11号 平成30年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第12号 平成30年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第13号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第14号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第15号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、原案認定。

認定第16号 平成30年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、原案認定。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

認定第1号 平成30年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、認定第1号 平成30年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

5年前に消費税が5%から8%へ増税されました。そのことにより、2人世帯の実質家計消費支出は、今でも1世帯当たり年間25万円も落ち込んでおります。

平成30年度の決算では、本町の平均総所得は横並び、営業や農業分野では減少となっております。

国の指針では、可処分所得は1世帯1割も減っております。このような住民の暮らしが大変な中で、暮らし易さ、子育てし易さが町政には求められております。

また、平成30年度決算は、太田町政最初の本格決算であります。公約実現に向けどう具体化し、まちづくりを進めるのかが問われる決算であります。

決算特別委員会を通し、改めて1年を振り返りますと、以下の点で賛成することはできません。反対の理由を述べてまいります。

反対する理由の第一は、丹波地域開発株式会社の負債6億700万円の補填についてであります。町長の公約は、町行政の公正化であります。町民が行っております違法公金支出返還請求訴訟は、丹波地域開発株式会社への6億700万円は違法な公金支出、すなわち公益

性が欠如した支出であり、地方財政健全化法に反し違反であること。土地売買契約は、司法的にも違法であることを証明し、町長に対し6億700万円を町に返還させるよう、裁判を提起させることを求めています。町長選で公金投入に問題ありとされた太田町長は、前町長の主張を追認し、経過を説明するだけでなく、どんな立場でチェックし、どうしようとするべきか、説明する責任があります。前町政や議会、株主役員会、出資団体が決められたこととの姿勢ではなく、地方公共団体の事務を誠実に執行する義務を課せられている町長として、総務省が示す指針や地方自治法第2条第13項、地方財政法第4条第1項が示す地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小限の限度を超えて支出してはならないという姿勢で臨み、公約を果たすべきであります。

反対の理由の第二は、役場新庁舎建設についてであります。財政が危機的な状況にある中、新庁舎建設は、京丹波町の今後の財政見通しや人口見通しなどを踏まえた身の丈に合った規模と事業費で建設すべきで、総事業費は15億円以内と決めて取組むべきであります。町長選挙で町民が示したのは、身の丈に合った庁舎にすべきであります。一定見直しがされましたが、職員配置を見直し、延べ床面積を1,000平方メートル見直しただけで、当初の基本計画どおりに進んでおります。過大ではないかと指摘をされていた大会議室や交流ゾーンは見直し、若者定住や子育て支援のまちづくりからも庁舎内に図書館の設置を考えることなど根本から再検討をすべきであります。合併後、2,000人近く人口が減少しております。周辺部を中心に人口減少と高齢化が進んでおります。周辺部に住んでいても高齢になっても安心して暮らせるようにすることが行政の責任であります。この立場で新庁舎建設の規模、構造、工法、手法などを見直し、事業費の大幅削減に取り組むことが町長に求められております。

反対の理由の第三は、平成30年10月24日可決された新庁舎建設事業における木材調達随意契約であります。新庁舎建設は、構造を木材と鉄筋コンクリートづくりの複合構造とするとし、このうち木材の調達には原木の伐採、仕入れ、加工など複数の工程があり、長期間を要するとして木材調達を先行して行うとし、3,367万6,560円の木材調達を町内の3業者で構成する共同企業体と随意契約を締結いたしました。この随意契約の提案に際しては、相見積金額の公表拒否、木材調達の内訳表の当日配付、パブリックコメント募集中での議会提出、契約相手や構成員の住所の間違いや欠落など住民、議会を軽視する内容であり、問題でありました。公平公正な入札制度といえるのでしょうか。公共事業は、競争入札を基本とすべきであります。平成31年度も同じ3業者と随意契約で木材調達を行うとしました。結果として、一般業者に利便を図ることになるのではないのでしょうか。太田町長の選

挙公約、行政の公正・透明化の徹底に反した対応であります。

反対の理由の第四は、税金を投入してのホテル建設、ホテル誘致であります。町は、道の駅「京丹波 味夢の里」の敷地の一部に交流促進、地域活性化、周遊観光の充実が期待できるとし、民間ホテルの誘致を決めました。しかし、ホテル建設は、目的外使用となり、国・府へ3,6204万2,000円の返還が必要となりました。地域活性化に大事なのは、住民と力を合わせ知恵を出し合いながら取り組む地域内循環経済振興を進めることでもあります。呼び込み型で活性化を図るやり方は全国で破綻しております。住民主体の取り組みが必要であることを指摘するものであります。

また、平成30年度は、西日本豪雨が浸水被害、住宅損壊、道路被害、断水や下水道使用不能など甚大な被害をもたらしました。局地的豪雨が頻発する現状からも、そういう対応をするためにも、財源を確保しておくことが必要であります。

財政面でいえば、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す本町の将来負担比率は、平成21年度は182.8%でありました。この間、改善をしてきておりましたけれども、平成26年度を境に上昇しており、平成28年度は121.0%、平成29年度は128.7%、平成30年度は141.4%となりました。また、18%以上の団体は、地方債の発行に許可が必要になる実質公債費比率は平成28年度14.2%、平成29年度が15.0%、平成30年度は16.8%となりました。平成29年度の資料で見ると限りにおいて、将来負担比率は府下で3番目に負担率が高い。実質公債費比率は2番目に高い。1人当たりの地方債残高は2番目に高い状況にあります。今後の財政運営における最大の課題は、将来の負担管理であります。住民サービスの維持向上のための財源を生み出す財政運営を推進していただくように町民の声に耳を傾け、より一層町民目線に立って町政運営を進めていただくことを強く指摘し、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○8番（隅山卓夫君） それでは、認定第1号 平成30年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

お許しを得まして、ごく最近、私が感動しました事例を申し上げます。

このことは、一昨日、23日の朝刊紙面で報じられました。聖地花園にW杯の歓声。やっ  
と関西でも開幕。イタリア対ナミビア戦は、台風17号による風雨が強まる中で、激しい肉  
弾戦が展開をされました。試合終了後、両チームがスタンドに向かって90度の最敬礼おじ  
ぎをして、応援への感謝を伝え、観客も総立ちでスタンディングオベーションが沸き上がり

ました。

一方、ヤフーニュースによれば、イタリアのキャプテンは、おじぎをしたのは日本と日本のファンに対する感謝です。途中から大雨が降ってきたのに席を立つことなく、80分間試合を見続けてくれたファンに感激をしました。僕たちもリスペクトを示したかったんだ。

横浜でのニュージーランド代表から火がついたおじぎブーム、ひょっとしたら日本で開催中のラグビーW杯は、おじぎの大会として記憶に残ることになるかもしれないと報じています。

折しも、本町では、19日からニュージーランドより6人の交換留学生が訪日をし、約1カ月間の予定で滞在されるようであります。こうしためぐり合わせは、有効に活用しなければなりません。スポーツをめぐる交友の深まりは、日本の得意とする絆を大切にする文化をノーサイドの瞬間、スタンドとフィールドが一体になり、高揚する何ともいえない感動を私は強く感じました。

本町の住民の皆様は、長らくこの絆、つながりの精神で自分たちの町を守り続けてこられました。これからの行政の進め方は、この絆の精神に訴え、そして、感じて、こうしていただけるような住民の皆様とがっちりとしたスクラム形成を強く望みたいのであります。

さて、平成30年一般会計当初予算は、編成の重点施策として、1つ目、「健康の里づくり～助け合いと活力ある地域づくり～」の推進。2つ目、第二次京丹波町総合計画等の推進、「日本のふるさと。自給自足的循環社会・京丹波」の実現を図る。3つ目、財政健全化の推進、普通交付税合併特例措置の段階的縮減により、一般財源総額の大幅縮小が見込まれるなど、厳しい財政状況に直面している中、歳入面においては、町税等の徴収率の向上を図り、国・府補助制度の積極的な活用で歳入の確保を徹底する。また、歳出面で、無駄の排除と効果的な行政運営を行うため、職員一人一人が創意工夫と柔軟な発想を持ち、前例にとらわれることなく、ゼロベースからの予算編成を行う。あわせて、地方債残高及び交際費の将来負担抑制が特に重要であることから、地方債発行の抑制に努め、交付税算入の高い有利な地方債の活用を徹底をしていく。

これら3つの大きな方針のもと、対前年比0.2%増の増額予算として編成をされました。歳入決算額は113億1,794万円、収納率92.4%で、前年度より2億7,453万円、2.4%の増加となっております。歳出決算額は110億1,679万円、執行率90.3%で前年度より1億7,624万円、1.6%の増となりました。歳入決算額から歳出決算額を引いた形式収支は3億8,357万円となり、翌年に繰越財源を引いた実質収支は5,912万円の黒字となっております。



特に、平成30年は、7月の豪雨災害、台風21号災害と本町では経験したことのない大災害が発生したことによる災害復旧費の増加が3億6,652万円、対前年比518.7%。国庫補助金の一部返還など歳出決算額が増大をし、一般財源の不足を補うため5億7,000万円もの財政調整基金を取崩して実質収支の対処をされたところであります。このたびの豪雨災害にあっては、本町消防団の防災意識の高さと俊敏な避難判断能力の高さは、防災専門家をもうならせる模範的な避難対処例として報道もされたところであります。災害による人命救助、災害の迅速な回復は、地方自治体の最優先課題であり、高く評価するものであります。

当初、予算計画の重点事業であります防災拠点としての新庁舎整備事業、子ども子育て支援、認定こども園整備、農業振興、有害鳥獣被害の軽減など予算編成の基本方針に沿って計画的に事業推進に取り組まれており、決算内容を評価するものであります。

今後も、厳しい財政状況ではありますが、選ばれ住みたいまちづくりや防災・減災対策などの重点施策については、職員一人一人が既存の考えにとらわれず、新しい発想で創意工夫を凝らして取組まれることを期待するものであります。

さて、令和元年度も後半を迎えております。太田町長におかれましては、行財政運営に最大の留意をいただき、健全財政の実現に向け、ご尽力くださることを期待をしますとともに、担当職員の皆様には、2日間にわたり所管の決算内容や事業報告の内容について説明を賜りましたことに感謝を申し上げます。

委員長報告にもありましたが、決算特別委員会での指摘事項並びに監査委員の報告内容に真摯に向き合われ、引き続き積極的な改善改革に取り組まれることを強く要望しまして、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 認定第1号 平成30年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成30年度決算では、借金にあたる地方債は、一般会計では139億4,608万円、特別会計では140億7,830万円、合計280億2,438万円でした。町民1人当たり一般会計では99万4,000円、しかし、特別会計も加えますと、借金は1人当たり199万8,000円となります。また、貯金に当たります財政調整基金は56億6,216万3,000円、1人当たりの貯金の額は40万4,000円です。これは、1人当たり40万4,000円の貯金がありますが、借金はその5倍になります。約200万円近くある

ということです。平成30年度決算は、実質収支を黒字にするため、財政調整基金貯金を5億7,000万円取崩しています。今後、新庁舎の整備事業、認定こども園の整備事業、情報センターの整備事業、ごみ処理場・火葬場など地方債が増加していくのが目に見えています。

平成30年度決算での単年度の公債費比率は19.13%でした。公債費比率のボーダーラインは18%です。京丹波町は、府下でも宮津市に次いでワースト3に入る状況です。夕張市のようになるとは思いませんが、町の行財政の十分な情報公開をして、住民に実態を知らせることが大切だと思います。夕張市の状況としては、最初に職員を削減、そして、給料の減額、それとともに、町民に対する公的なものが今までは空気のように感じていたものが本当に息苦しくなって呼吸ができないような状況になっているというふうに市の方は話しておられました。そういうふうな状況にならないように夕張市を反面教師として、町政を透明化することが大切です。

そういう条件から、この平成30年度決算については認定することはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 認定第1号 平成30年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論します。

平成30年度は、新庁舎建設の実施設計や認定こども園の基本設計に取り掛かるという、本町の将来にとって大きな2つの事業を進めた年であった一方、7月豪雨による甚大な被害があった年でした。2つの大きな建設事業やケーブルテレビの設備更新など予定されていた大きな支出を伴う事業に加え、自然災害やホテル建設に伴う一部返還金など数年単位では予想できない支出が生じたことに対して、今後も基金を蓄え、備えることと、必要などころにはしっかりお金を使うという難しい両立が求められます。

そんな中で、町税の現年度分徴収率は、今回99.2%となりました。これは、10年前96.9%で、未徴収率が3.1%だったのが未徴収率0.8%と、この10年で未徴収率が4分の1になっており、その努力は大きく評価します。

しかし、徴収率の向上やコストカットによる歳出の削減には限界があるため、自主財源の確保が重要です。今回、決算特別委員会で自主財源の確保について余り審議する項目がなかったことが少し残念です。来年や再来年の決算は、自主財源の確保についての夢ある審議ができたらなと思います。例えば、決算特別委員会で毎回議題に上がるわち山野草の森も、町

内外からアイデアを募集できるコンテンツではないでしょうか。一般質問でも提案されていた体験型農園や安栖里の景観と組み合わせて、JR安栖里駅周辺に人を集めれば、今年度から補助金を増額した道の駅「和」も生かれます。

また、大きな工場誘致は難しくても、今は、例えば、IT系個人事業者などは、1人で数千万円から数億円を稼ぎ出します。そういう個人事業者の誘致も念頭に置いたIT環境の整備、また、町が主導的に取組まなくても、やる気のある人を助けてくれるだけでもいいです。有機農法に取組もうとしている農業者へのアシスト、もしかしたら、地域熱供給システムの稼働が落ちる夏に暑い気温と地域熱を生かしてコーヒー豆を栽培したいという人や、クラウドファンディングで資金集めをして、マツタケ山を復活させたいという人たちが出てくるかもしれません。そんなとき、町執行部におかれましては、できましたらポジティブに話を聞いてほしいと思います。

あと6カ月で来年度当初予算です。町の将来が明るく感じられるような予算編成を切に願ひ、決算特別委員会での十分な議論経過を踏まえ、賛成討論とします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） それでは、ただいま提案の認定第1号京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

太田町政として初めての年間予算を編成し執行されました、平成30年度一般会計歳入歳出決算については、まず、平成30年7月豪雨をはじめとする自然災害に対する復旧事業を中心に積極的・精力的に取り組まれ、農家の耕作意欲の回復、町民の安全・安心に対する信頼向上に努められたところであり、災害を教訓として改めて自助・共助・公助にかかわる町民の意識改革を促す機会をも得て、まちづくりにおける機運も高まったところでございます。

まずは、無難な船出をされ、年間予算の執行に着実に取組まれたことは一定評価をさせていただくところであり、各位の賛同を得て、委員会にて認定されたところでございます。

ただ、新庁舎建設、認定こども園などをはじめとする大型事業を控える中、ご承知のとおり、財政状況は一段と厳しさを増してくる中において、経常経費の縮減はいうまでもなく、これまでの施策の見直しも含め、あわせて、公平・公正な負担の原則のもと、自主財源の確保に積極的に取り組んでいただくことを期待を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

決算認定の表決は起立により行います。

これより、認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号 平成30年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

ここで、暫時休憩します。3時30分までとします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） 認定第2号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

国保事業は、国民皆保険制度を支える最後のセーフティーネットで、国の制度であります。現在、非正規雇用労働者や無職や年金生活者などが加入者の80%を占め、加入世帯の貧困化が進んでいます。30代夫婦子ども2人で年収400万円で本町の国保、そして、協会けんぽを比較してみますと、協会けんぽとの比較では1.8倍、共済組合の比較では約2倍になるなど医療保険の中で一番高い制度となっています。

全国知事会は、公費1兆円の投入で協会けんぽ並みに引下げをと要望しています。全国で均等割・平等割として徴収されている保険税額は約1兆円であります。公費1兆円の投入で均等割・平等割をなくすることができます。本町としても引き続き公費の投入を国に求めるとともに、9,398万円も基金に積立てるのではなく、黒字分は高過ぎる国保税の引下げに回すべきであることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○9番（森田幸子君） 認定第2号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳

出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

ご承知のとおり、国民健康保険制度は、我が国の社会保障制度における国民皆保険の根底を支えるものであります。平成30年度からの新制度では、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされ、市町村では、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険税率の決定、賦課・徴収・保険事業等のきめ細かい事業を引続き担うこととされました。本町国保事業は、被保険者数の減少による保険税の減少、医療の高度化などによる医療費の増加の傾向の中で、厳しい事業運営が続いています。

このような中で、平成30年度決算は、財政調整基金を取崩すことなく、9,398万円の基金積み立てを行うことができ、実質収支は2,233万5,801円で黒字決算となり、将来を見据えた適正な事業運営がなされたと考えます。

国では、2040年までに健康寿命を男女とも3年以上伸ばし、75歳以上とすることを目標に掲げています。

本町では、今日まで町民の命と健康を守るため、特定健康診査事業の実施など疾病予防や健康づくりに積極的に取り組んでおり、町民の健康維持・増進と医療費の抑制に大きな効果を上げていると確信しています。健康無関心層も含めたさらなる疾病予防、健康づくり推進の取組みが求められるところです。

今後とも医療費の適正化をはじめ、国保税収納率の向上による負担と給付のバランスを保ち、将来にわたり安定した国保事業運営が図られることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

- 3番（坂本美智代君） ただいま上程をされました認定第3号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

この後期高齢者医療制度は、75歳の誕生日を迎える誰もが加入する保険制度であります。2年ごとに保険料の見直しがされ、平成30年度は、介護保険料と同時に改定がされました。特に、この平成30年度は、これまで制度導入時に多くの国民や医師会などから批判を受けたことから、所得の低い方や74歳まで会社員や公務員の扶養家族だった人向けの特例的な軽減措置を設けるなどしてきましたが、この平成30年度の見直しにより、こうした特例措置を廃止し、また、低所得者への軽減措置も縮小されました。

本町における保険料の平成30年度現年度の収入未済件数は、平成29年度より18件、14万8,480円増えてきております。保険料は、加入者の所得、そして、1人当たりの医療費などに左右され、高齢者が増加すれば、保険料も上がる仕組みとなっております。政府は、財源確保に向けて病院の窓口での負担を1割から2割に引き上げようとしており、高齢者にさらなる重い負担を強いるものであります。高齢者のほとんどの方は働いて収入を得るのではなく、公的年金だけで暮らす人も多く、10月から消費税10%への増税は生活を切り詰め、また、医療費の抑制にとつながるのではないのでしょうか。誰もが安心して医療が受けられる医療制度にすることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

- 議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

- 15番（鈴木利明君） 認定第3号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論を行います。

この制度は、高齢化に伴う医療費の増税が見込まれる中で、現役世代と高齢者世代の負担の公平化を図ることを目的として、高齢者にも一定の負担を求め、平成20年4月より施行されました。この会計は、保険料の賦課・徴収と一般会計から保険基盤安定繰入金を受け入れ、京都府後期高齢者医療広域連合へ納付することが主な役割であります。広域連合の財政基盤の安定化に重要な役割を果たしている会計であります。

平成30年度の決算におきましては、保険料特別徴収率は100%、普通徴収率は98.1%、保険料合計では99.6%と高い収納率となっております。

この結果、実質収支は、272万562円の黒字決算となっております。今後も住民健診の受診率の向上などを進める一方、医療制度の財政基盤の安定化に向けて保険料徴収率のさらなる向上を切望し、賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま上程されました認定第4号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

平成30年度は、平成32年度までの3カ年の第7期介護保険事業計画が策定され、本町の介護保険料は第6期に比べ基準額は1,900円の引下げとなりました。

しかし、前回の要支援者を介護給付から外す改定に続き、10月から訪問介護の生活援助サービスへの利用回数の制限を設け、また、福祉用具の貸与価格に上限を設けるなど上限を超えれば利用者負担にする。こうした給付抑制を進める改定となっています。これは、利用者の実態とかけ離れたものであることを強く指摘するものです。誰もが年を重ねることで身体の衰えを防ぐことはできません。

介護が必要になった場合の費用は、年金や貯蓄で賄うが、8割を占めているといわれています。年金や貯蓄が目減りする中、金の切れ目が介護の切れ目とならぬよう、自治体が住民の防波堤になる施策をとる必要性と、また、持続可能な制度にするために国として実効性のある減免制度をつくるとともに、国庫負担金の割合を上げることが国に対し町民の代表であります町長並びに議員が強く求めるべきであることを指摘し、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○15番（鈴木利明君） 認定第4号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出

決算の認定について、賛成の討論を行います。

当期は、第6期介護保険事業計画の4年目決算となりますが、この事業が今日までの確に運用されてきたと高く評価をいたしております。

まず、歳入では、介護保険料が4億883万2,800円となっております。この保険料は、所得により11段階に分かれるなど配慮され、その額は最低3万3,100円から最高14万6,800円となっております。平成30年度末の徴収対象者は、5,919人であります。

他方、保険給付費が19億8,651万6,866円となっております。事業内容を見ますと、介護保険サービス事業者によるきめ細かな居宅サービスをはじめ、地域密着型サービスや施設サービスが実施されております。

また、地域事業としては、ミニデイサービス事業、高齢者ふれあい・いきいきサロンや認知症予防生きがいデイサービス事業などが実施されております。介護を受ける者はもちろん、家族にとってもこの介護保険制度が日常生活になくてはならない、今や長寿社会にあってかけがえのない制度として確立しております。

今後、高齢化はさらに進み、介護サービスの給付額は一層の増加が予想されます。町民みんなで助け合い、この事業が継続的に運用されますことを強く願い、賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成30年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 平成30年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成30年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 平成30年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 平成30年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 平成30年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 平成30年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 平成30年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 平成30年度京丹波町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番(山田 均君) ただいま提案されております認定第16号 平成30年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

京丹波町水道事業会計は、平成29年4月1日からこれまでの水道事業を地方公営企業法に基づく全面適用とし、事業の効率化を目的に平成29年度から全町1水道事業として統合し、企業会計に移行しました、

地方公営企業法では、経営の基本原則として、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定めています。

平成30年度の京丹波町の給水人口は、1万4,089人となっています。また、1日最大給水量は9,739立米となっております。畑川ダム建設の根拠とした人口は、丹波・瑞穂の地域で2万5,000人としておりました。見直して1万4,260人。水需要は、1日最大給水量を1万4,058立米としてきました。水需要の根拠とした人口は7割、水需要は6割しか届いていません。当初計画から大幅な見直しをしても、予定した水需要の6割しか水が使われていないのであります。畑川ダムの水需要の給水先は、町内の企業への給水となっております。

平成30年度の町内企業の使用水量上位10社の使用した日用水量は1,377立米で、町内企業の水需要調査は根拠の乏しいものであったこと。ダムありきで進められてきたことは明らかであります。

また、下山の工業団地の水需要計画では日量1,050立米ですが、現在、操業している企業の使用水量は日量41.7立米で半分にもなっていません。

平成20年度の事業再評価の水需要予測は、生活用水として日平均給水量を4,265立米、業務用水として日平均給水量を5,079立米、合わせて9,344立米の水需要があるとして、畑川ダム建設を強引に推進してきましたが、過大な投資の結果として、水道使用料金が府下でも高額な料金になっている要因の1つと考えます。

畑川ダム建設の目的は、洪水調整が第一となっており、過大な水事業計画に固守することなく、京丹波町への取水量の見直し、負担割合の見直しを京都府に強く申し入れるべきであります。

丹波・瑞穂の地域は、分水嶺で長年水不足に悩まされてきましたが、旧町のと時から水源地を維持しながら水原や下山に水源を確保して9,100トンの水を確保しました。

現在使用している施設の維持管理を委託業者任せにするのではなく、職員が現場主義を徹底して、老朽化した施設の改修や水源の枯渇などへの対策を計画的に行うべきです。ダム依存ではなく、既存の施設維持、改修などを計画的に取り組むべきです。

京丹波町では、水道の閉栓・開栓の手数料が1回3,000円で、水道の基本料金よりも高いという逆転現象になっています。移住・定住を進める本町ですが、空き家の活用はもち

るんですが、もっと気軽にふるさとに帰郷できるよう施策の取組みが必要である点も指摘するものです。低額で閉栓・開栓ができるように直ちに見直すべきです。水道の給水量は、ダムだけに頼らなくても安心しておいしい水を十分賄えることは明らかです。高齢者はもちろん、若い世代も安心して暮らせるために、基本水量の見直しと安心・安全でおいしい水が供給できる水事業計画を求めて、反対討論とします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第16号 平成30年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第40、発委第3号 京丹波町議会基本条例の一部を改正する条例について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第40、発委第3号 京丹波町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提出者の提案説明を求めます。

岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩田恵一君） それでは、発委第3号 京丹波町議会基本条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を行います。

本年6月制定しました京丹波町議会基本条例、令和元年条例第18号については、既に平成23年地方自治法の一部を改正する法律によりまして、法第2条第4項は削除され、地方自治体の基本構想の策定義務がなくなったところでございます。これに伴い、基本条例第10条第1項に明記の条文については、一部条文の見直しを行い、改正の必要が生じたため、今回、自治法との整合を図るために提案をするものでございます。

改正条文の内容につきましては、新旧対照表にお示しをしておいでございます。

また、第11条については、字句の訂正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、京丹波町議会基本条例の一部を改正する条例の制定につい

ての提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） ちょっとお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回の提案説明理由の中に、平成23年の地方自治法の一部改正で総合計画に関する条例が義務づけがなくなったということでした。この点については、議会の中でもそういった説明を受けたことがあるんですけども、今回、6月に条例を制定した内容を今回変更するということですので、その時点ではそういうチェックはされなかったのかどうか。基本条例の制定のときに、いろいろ条文一字一句をもっと慎重に検討すべきではないかということで、私、申し上げた経過があるんですが、そのときにはこの条例の制定については例規審査会で十分審査されると。そういうこともチェックされとんだという説明を受けたわけですが、今日の条例の中にも例規審査会のことでお尋ねした件もあるわけですが、6月に提案して今また訂正ということですので、本当にそういう点では、どこでこれをしっかりチェックして、どこでちゃんと成文化してするんだと。これは、議会基本条例ということになりますと、議会の責任が問われるわけですが、これは、そういう点では、私も条例のときにもっと時間をかけて、ちゃんとチェックすべきだということも申し上げたんですけども、その点からするとどうであったのかと。特に、総合計画の問題とあわせてという文言ですね。漢字が変換が間違っていたということかもしれませんが、そういう点も含めてどうであったのか、伺っておきたいというように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩田恵一君） 大変厳しいご指摘を受けまして、そのとおりだと思いますし、大変、私もこの条例を策定するときに委員長として本文については、府の町村議会議長会にも照会をいたし、中身についてもチェックをいただいてしてきたところですが、この条文については本当に全国的にも余り例のないといいますか、山田議員もご承知のとおり、7年ほど前に京丹後市議会、与謝野町議会にあわせて行かせていただいたときに、大変いい例をお示しいたいて、これを参考に今回本町でも取入れようということで提案をさせていただいて、皆様のご同意をいただいたところですが、何分、例を参考にして作成をしたということから、京丹後市については、もう既に平成23年前に策定をされておりまして、その条文をそのまま引用させていただいたところがちょっとミスったというようなことにつながったわけですが、本当にこのようなことが以後ないように、ご指



摘のとおり、基本条例は議会の中心となる条例でございますので、このようなことのないようなことでの取組みを今後進めていきますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げますというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 間違いは間違いで訂正をしなければならないということで、それ、訂正することに反対をするものではないんですけども、やはり基本条例が本当に中身がしっかり精神が活かされて、みんながそれに基づいて議員が活動できるように、そこをどういうようにしていくかということが、つくっただけではなしに、中身が活かされていく精神を入れていかんとあかんと思うんですけども、今回の条例の訂正、改正とあわせて、その辺の決意といいますか、どのような考え方でこの基本条例を今度はしっかり議員のものしていくかと。その中でいろんな問題点とか改正すべき点も当然出てくるかと思うんですけども、その点についてちょっと改めて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩田恵一君） 条文については、完璧なものではないと私もまだ思ってますし、いろいろつけ加えたり、また改めるものは改めていくというような中で、皆さん方のご意見を尊重しながら心得がしっかり根づいて施行されることを望んでおりますし、また皆さん方のご意見を伺う中で、一層取組んでいけるようなことになればいいかなというふうに思ってますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） それ、委員長がいわれるように、しっかり取組んでいくということでございますけども、具体的にその条例の内容を議員個々がしっかり身につけるということが私は一番基本だと思うんです。そのために具体的にどういうように取組んでいくんだという決意をお尋ねしたわけなんですけども、やはりそれぞれ会派もあったりするわけでございますし、また、いろんな取組みもあるわけでございますけども、やはりそういうグループ、会派、また、全員協議会も含めて、しっかりこういう場所を設定して、条文の内容をしっかりと理解をしていくと。お互いそれぞれ主義主張を持っておる議員でございますので、お互いがやっぱりリスペクトをしながらやっていくということが私は基本だと思うので、そういう立場で基本条例を取組んでいかなければ、つくったけど何にも柵の上に上げたままということになりかねませんので、その点もう一度決意をお尋ねしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩田恵一君） 皆さんとともにこの条例が本物になりますように、お互い

根づいてしっかりこの条例が京丹波町議会の誇りに思えるような条例になりますように、皆さん方とともにこの施行に対して取組んでまいり所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、発委第3号を採決します。

発委第3号 京丹波町議会基本条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、発議第1号 国民健康保険税引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第41、発議第1号 国民健康保険税引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書を議題とします。

本決議は、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、東まさ子議員ほか2名から議長に提出されております。提出者に提案説明を求めます。

東まさ子君。

○4番（東まさ子君） 私は、発議第1号 国民健康保険税引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書の提案説明を行います。

国保は、協会けんぽや組合健保といった被用者保険と比べ、高齢の加入者の占める割合が高く、医療水準が高くなる一方、無職や非正規雇用の労働者など低所得者の加入が多い構造的な問題を抱えている。したがって、特に所得の低い方にとっては、保険税負担が重くなります。

国は、このために低所得者の方々の保険税軽減措置を行い、また、昨年4月からスタート

した国保改革都道府県化を取りまとめる際、全国知事会との協議の結果、毎年3,400億円の財政支援を行うこととしております。

しかし、全国知事会との協議の過程では、国保の保険税水準を協会けんぽ並みに引き下げるために必要な公費として、1兆円の財政支援の拡充が必要との意見があったほか、都道府県化後も全国知事会、全国市長会それぞれから3,400億円の確実な実施と合わせ、さらなる公費の投入が必要だとの要望が出されています。

そもそも、国保がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関、社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国保は、相当額を国庫で負担する必要があり、健保とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国保制度本来の理念であります。

さらに、国保には、他の保険にない均等割があります。本町の均等割は、1人当たり3万1,500円、40歳以上は3万8,700円と高額であります。特に、子どもに係る均等割は、子育て支援の逆行にほかならず、全国知事会からも要望が出され、2015年に検討する合意をしてから今日に至っています。

国保税が払えず滞納し、差し押さえられたり、保険証がなく受診がおくれ死亡する事例もあります。公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反するものであります。例えば、給与収入400万円、30歳夫婦2人と子ども2人の場合、国保は36万6,200円、協会けんぽは19万8,045円とほぼ倍の保険税になります。同じ収入世帯構成の家族が加入する保険が違っただけで保険税の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものであります。

それでは、提案文を読み上げまして、提案説明にかえさせていただきます。

発議第1号

令和元年9月25日

京丹波町議会議長 篠塚信太郎様

提出者 京丹波町議会議員 東まさ子

賛成者 京丹波町議会議員 坂本美智代、山田 均

国民健康保険税引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

国民健康保険税（料）引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険制度は、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険の医療制度の重要な柱にな

っている。しかしながら、国民健康保険税（料）の滞納世帯が全加入者の15%を超えるなど、国保税（料）は重い負担となっている。

国保の加入者構成は、かつては7割が「農林水産業」と「自営業」従事者であったが、今では44%が年金生活者などの「無職」、34%が「非正規雇用」などで、合わせて8割近くになっている。

協会けんぽや組合健保に比し、国保は加入者に大変重い負担を強いる制度となっている。

国保の構造的な問題を解決し、重い負担である国保税（料）を引き下げるためには、十分な公費を導入することが必要不可欠であると考えます。

全国知事会・同市長会・同町村会においては、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には、公費を1兆円投入し、「協会けんぽ」並みの負担率にすることを政府・与党に求めている。

1984年以降、国庫負担率の削減・抑制で国保に対する国の責任が後退するなか、国保の広域化に伴い、約3,400億円の財政支援が行われたが不十分であり、国保加入者の貧困化・高齢化等が進むなかで、国保税（料）に対する負担はますます重くなっている。

また、国保税（料）が高くなる要因の1つに、世帯の人数を算定基礎とする「均等割」がある。世帯の人数が保険税に影響するのは国保だけで、各世帯に定額でかかる「平等割」と同様、他の保険にないものである。「均等割」と「平等割」を合わせると、全国で徴収される国保税（料）はおよそ1兆円とされている。更なる公費投入で「協会けんぽ」並みの保険税（料）とすることは可能である。

よって、国においては、下記の事項につき早急に措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

1 国民健康保険税（料）を引き下げのため、国庫負担を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上、趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま提案をされました発議第1号 国民健康保険税引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書について、賛成の立場で討論をいたします。

本町の国保加入者数は令和元年7月31日現在3,660人で、そのうち200万円以下の所得の方が92.45%と9割以上占めています。国保に加入されている方は、職を持たない高齢者、あるいは非正規雇用、無職の若い方など低所得の方が多く加入されています。

これまでから日本共産党議員団は、再々にわたり国保税が高くなる一番の要因の1つに家族の人数に応じてかかる均等割をやめるべきであるといってきました。また、家族ごとにかかる平等割は、いわば人頭税みたいなもので、このような構造的な問題を解決しなければ、10月からの消費税増税により、ますます保険税が家計に占める割合が重くのしかかってきます。

そもそも、1984年(昭和59年)に自民党政府は、医療費への国庫負担を45%から38.5%に削減をいたしました。この大改革が四半世紀にわたって国保財政を困難に陥れ、全国的な国保税の値上げを引き起こす引き金となったのであります。

今、全国知事会・市長会・町村会から被保険者の所得水準が低く、保険税の負担が高いとして、そのために抜本的な公費投入増による保険税の引き下げを国に求めています。2018年(平成30年)以降、引き続き固定率負担の引き下げや国庫負担割合の引き上げを要求してきています。

こうした動きを受け、福知山市議会では、全会一致で国民健康保険税引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書を提出しております。

本町においても、議員の皆様のご賛同を求めまして、私の賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。

発議第1号 国民健康保険税引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手少数であります。

よって、発議第1号は、否決されました。

《日程第４２、閉会中の継続調査について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第４２、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会及び議会広報常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和元年第３回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会します。

議員の皆様にはお疲れのところ大変ご苦労さまですが、この場において引き続き全員協議会を開催します。よろしく申し上げます。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 ４時 ２４分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 谷口 勝巳

〃 署名議員 北尾 潤